

性産業に従事する事業者と女性従業者の実態調査と受検勧奨、法的解釈

研究分担者：渡會 睦子 東京医療保健大学 医療保健学部
研究協力者：あや乃 (日本風俗女子サポート協会代表)
柳澤 雅子 (東京医療保健大学 医療保健学部 研究補助)
菅原 真 (南山大学)
三上 佳佑 (南山大学)
生島 嗣 (ふれいす東京)
堅多 敦子 (東京都立駒込病院)
土屋 菜歩 (東北大学 東北メディカル・メガバンク機構)
今村 顕史 (東京都立駒込病院)

研究要旨

本研究では、性産業に従事する女性(以下、CSW)449名 18-72歳の実態調査を行い、性産業における HIV・性感染症予防に関わる法律についても検討した。CSW は性産業以外に 55.17%が他の仕事をしており、パート 20.7%、主婦 12.7%で、生活費・借金・子どもの学費のために働く CSW も多かった。性的実施サービスでは、コンドームなしでの膣性交 3.4%・肛門性交 2.3%・フェラチオ 89.5%・口腔内への射精 24.8%等を行い、オーラルセックス時にコンドームを使う者は 2.3%であった。64.58%に性感染症発症歴があったが、早期発見のための HIV 抗体検査経験は 29.1%であった。HIV を含む性感染症の知識を 70%以上が求めているが、研修会参加経験は 17.15%であり、今後、理解しやすいパンフレットの作成や研修会の開催を検討し、性産業を取り巻く HIV 検査受検機会の益々の拡大が必要である。

A. 研究目的

日本における新規 HIV 感染者の中で、女性の占める割合は現在でも決して大きくはない。しかし、近年起こっている梅毒の流行では、20歳代を中心とした女性の増加が問題となっており、HIV と同じ性感染症の急増するハイリスク層が、今でも女性の中に潜在的に存在していることを改めて示している。

現在、女性が従事する性産業は SNS 等の普及とともに多様化しており、複数の形態の店舗に従事する女性、他職をもちながら性産業と関わる女性、あるいはアルバイトとして性産業に関わる学生や主婦など、従来の受検勧奨の届かない対象者が増加している。したがって、現代の性産業における実態調査を行い、今の時代に合った受検勧奨と予防啓発法を検討する。

B. 研究方法

1. 性産業に従事する CSW・事業主へのインタビュー・アンケート

対象：研究協力者が行った業務手技の講習会を受講した者、他研修会に参加している者、CSW である協力者より依頼があった者等

回収 約 449 名

アンケート内容：

背景；年齢・CSW 経験年数性産業の種類・実施サービス・客の年齢層客人数
性知識；性感染症知識・罹患歴・予防意識・予防行動
性意識；性産業・性サービスに対する入職動機・継続意識・引退意識・転職希望(有無・時期)
性感染症検査；HIV 交代検査実施状況
研修；研修実施状況・実施希望
転職に向けた支援への希望(有無・時期)

2. 事業主に向けた研修会の開催

東北地方某県で事業主に向けた研修会の開催し、現状の把握もおこなった。

3. 法律専門家による性産業にかかる法律について

- 1) 性産業・性風俗・CSW (Commercial Sex Worker：金銭の授受を伴う性行動を職業として行う者)に関する法律・条令のまとめ
- 2) 性産業・性風俗・CSW に関する法的規律の国際比較

これらを元に、法律上許可されている行為と性感染症が感染する行為とを比較し、現代の性産業に関する法律で許される行為と性感染症予防があっているのかを検討した。

(倫理面への配慮)

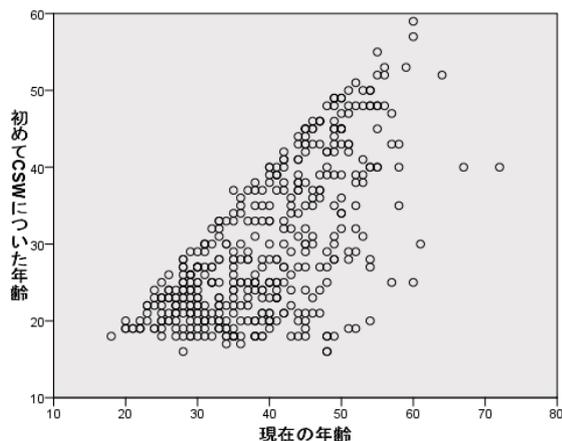
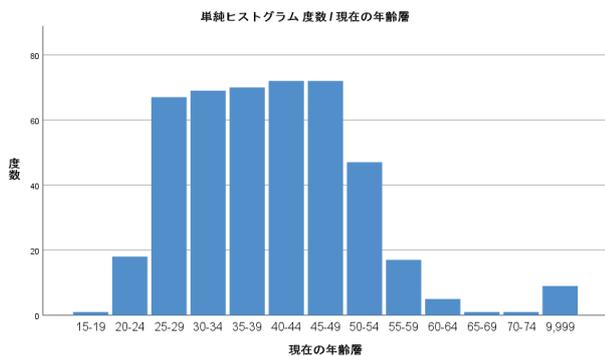
調査した結果は、すべての方の結果を統計上まとめた上で、学会・専門誌等での発表とし無記名、記載拒否可能、個人や勤務先の特定はなく、記載後封筒に入れ研究協力者へ提出とし、勤務店側のも個人を特定できない方法をとった。本研究は当大学「ヒトに関する研究倫理委員会」にて承認を得た。開示すべき COI 関係にある企業などはない。

C. 研究結果

1. 性産業に従事する CSW・事業主へのインタビュー・アンケート

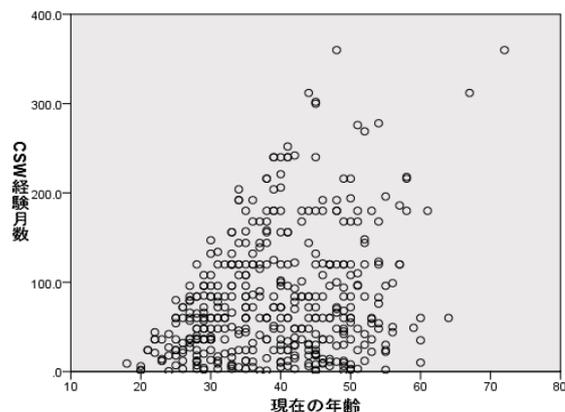
1) CSW の現在の年齢と始めた年齢

平均は 39.23 歳 (39.23±9.687) であり、18-72 歳までの回答があった。初めて CSW になった年齢は、平均 29.4 歳 (29.4±9.768) であり、16-59 歳の幅があった。



2) 従事年数

従事年数は、平均 6.7 年 (6.7±5.7)、0.5 ヶ月～30 年の幅があった。

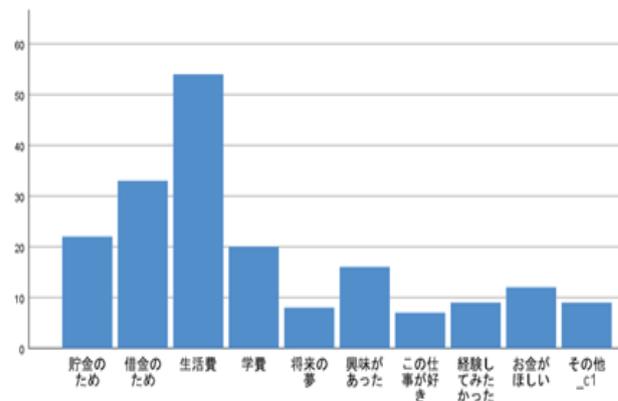


3) 従事都道府県

アンケートは、研究協力者が CSW の業務関わる研修会を開いている会場での調査が多かったため、神奈川県/東京都/千葉県を中心となった。

4) CSW の仕事をしようと思った動機

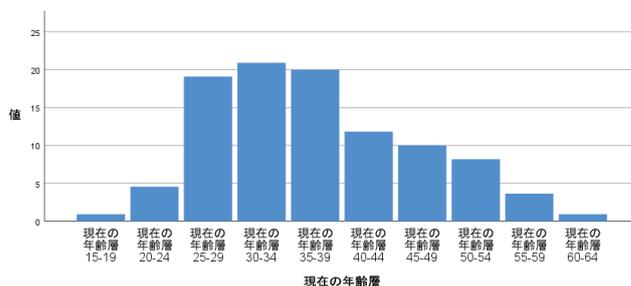
CSW の仕事をしようと思った動機では、生活費の 53.9% が最も多く、借金 30.2%・貯金 25.0% のためが続いた。



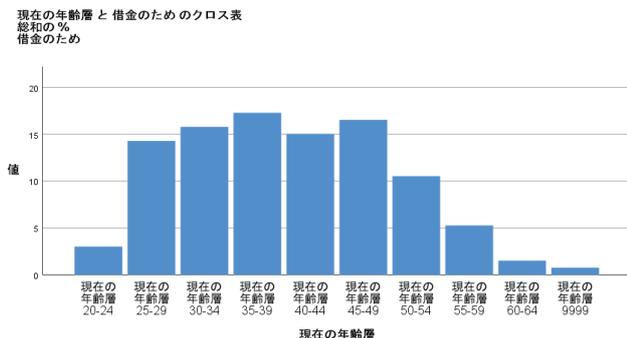
(1) 貯金のためと回答した者の年齢分布と理由

貯金のためと回答した者は 30-34 歳が最も高く、将来のために貯金していると答えるものが多かった。

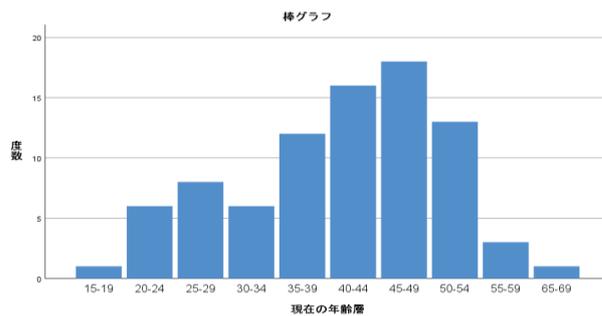
現在の年齢層と貯金のためのクロス表



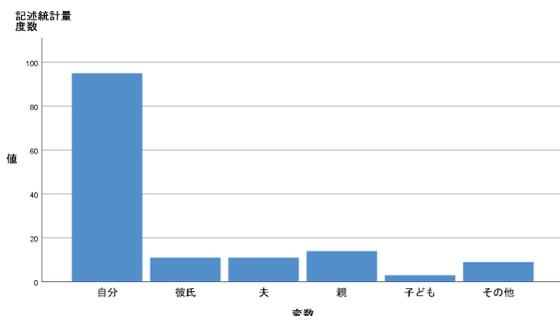
(2) 借金のためと回答した者の年齢分布
借金は35-39歳が最も高く、借金は自分の借金が多かった。



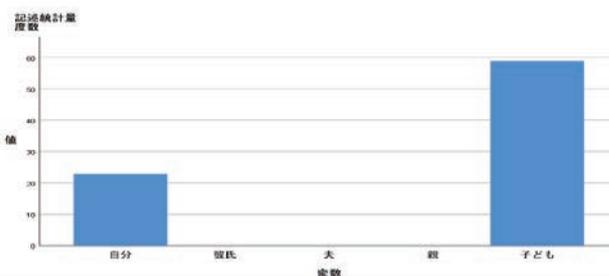
(4) 学費のためと回答した者の年齢分布
学費では、45-49歳が最も高く21.4%であった。



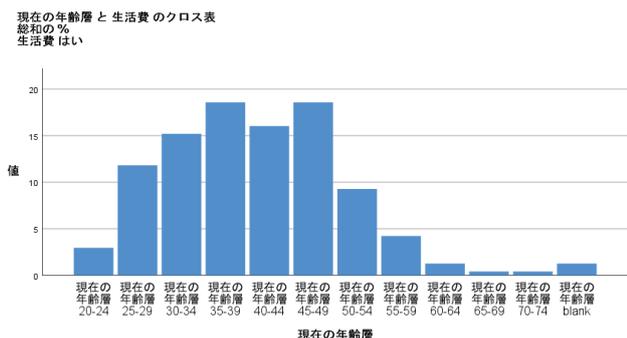
借金の理由（誰のための借金か）
自分の借金が最も多かった。



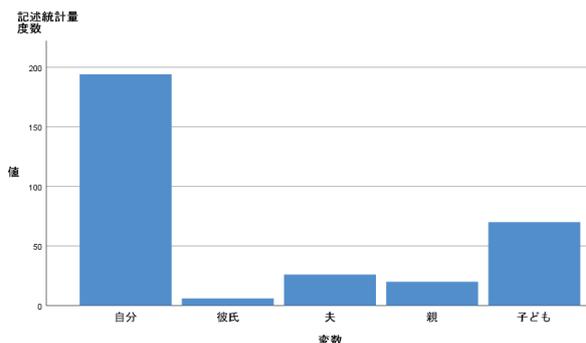
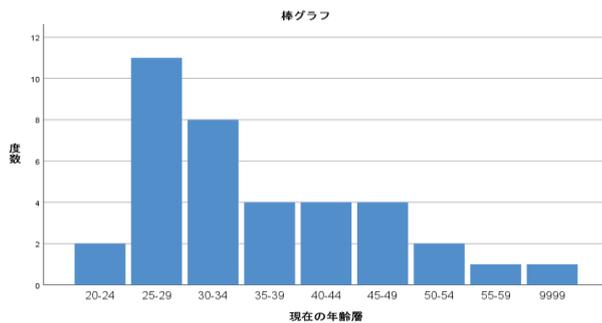
誰のための学費か



(3) 生活費のためと回答した者の年齢分布
生活費は35-39歳、45-49歳が多く、全体では自分の生活費が多いが、子どもの生活費がもっともおおいは45-49歳であった。



(5) 将来の夢のためと回答した者の年齢分布
将来の夢のために働いているものは25-29歳が高く、将来の夢の内容は下記のもの挙げられた。

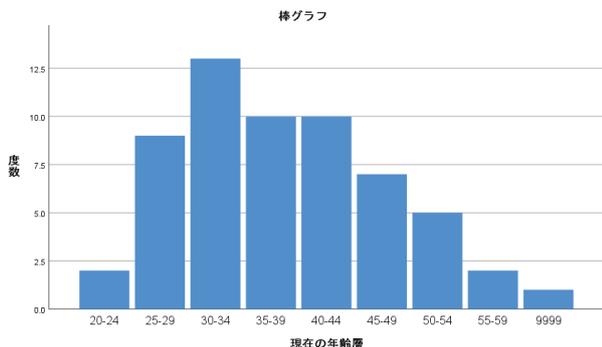


将来の夢の内容

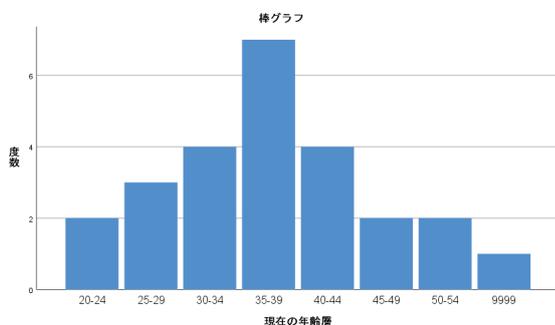
- ・ アロマやエステなど癒す仕事
- ・ お家、お店を持ちたい 2件
- ・ ネイルサロンオープン
- ・ 介護事業所を開業してみたい
- ・ 新しい事業の開業資金
- ・ 独立
- ・ パソコン関係の仕事
- ・ マッサージの資格を取りたい
- ・ 美容師
- ・ 資格取得
- ・ 外国に行ってみたい
- ・ 留学
- ・ 犬、猫の保護施設・犬、猫を救う活動
- ・ 風俗をされている女性のカウンセリング
- ・ 漫画家
- ・ 離婚

(6) 興味があったからと回答した者の年齢分布

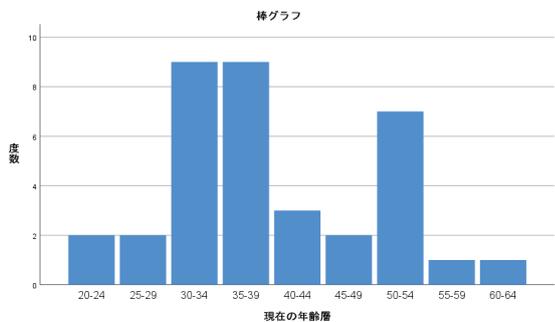
興味があったと答えたものは30-34才が最も高かった。



(7) この仕事が好きだからと回答した者の年齢分布

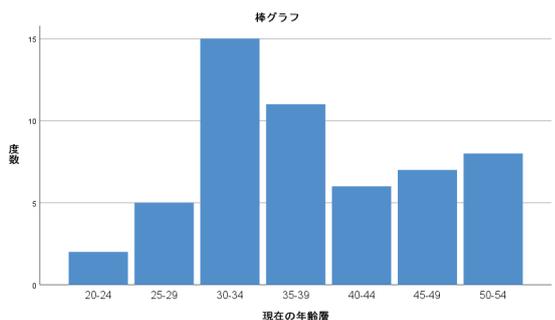


(8) 経験してみたかったと回答した者の年齢分布



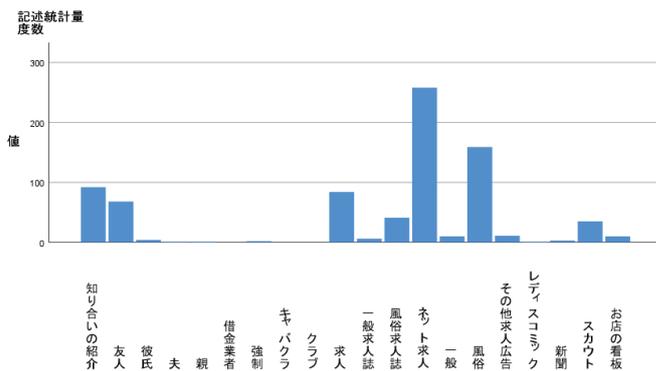
(9) お金が欲しいからと回答した者の年齢分布

30-34歳代が多い傾向にあった。



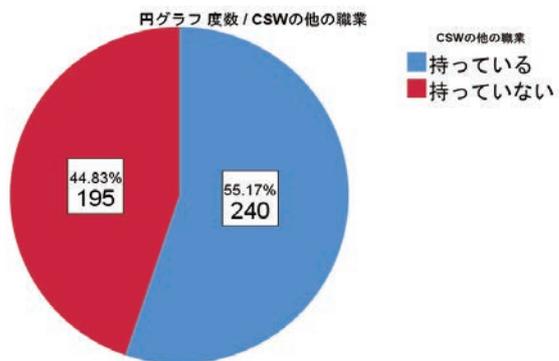
5) CSWの仕事の情報はどこから得たか

CSWの仕事の情報は、ネット求人を通し自分で探していた。

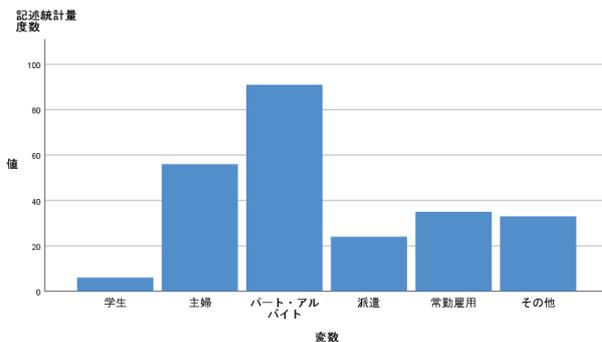


6) CSW以外に他の職業についているか

55.17%は仕事を持っており、パート・アルバイト全体の20.7%、次ぐものは主婦12.7%、常勤雇用8.0%であった。



CSW以外の職業内訳



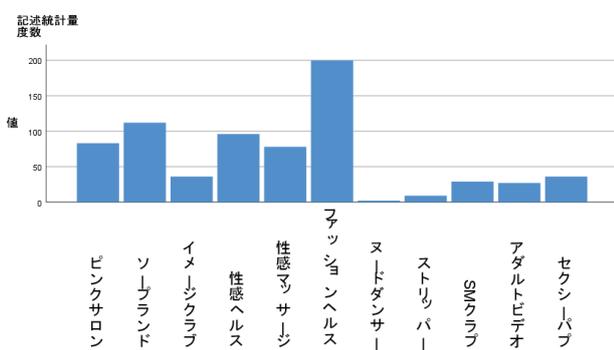
7) 労働・勤務状況

労働日数（週に平均何日くらい働いているか）は平均 3.95 日（3.95±1.35）、0.5-7 日間であった。労働時間（1 日の勤務時間）は平均 7.6 時間（7.6±2.6）、2-18 時間であった。勤務開始時間の平均は 13 時であるが、朝 5 時や明け方と答える者から 22 時からという者もいた。

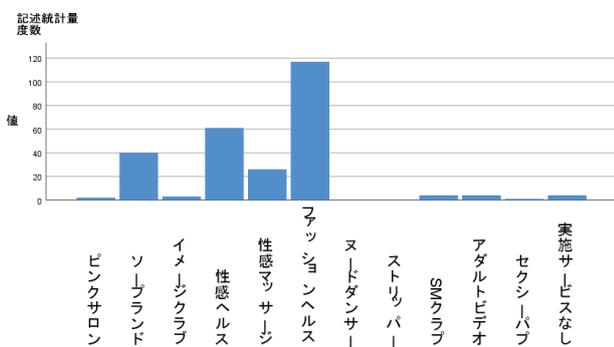
8) 仕事の種類

仕事形態は現在過去ともにファッションヘルスが多かった。

（今までにしたことがある業種）



仕事の種類（現在の業種）



9) 性的な実施サービス内容

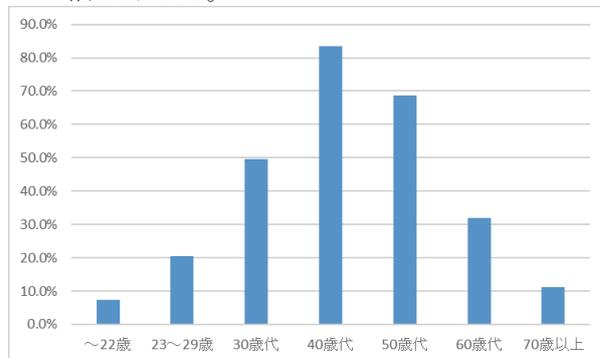
コンドームなしでの膣性交 3.4%・肛門性交 2.3%・フェラチオ 89.5%・口腔内への射精 24.8%、素股 82.5%等の行為を経験している。



10) 利用客の状況

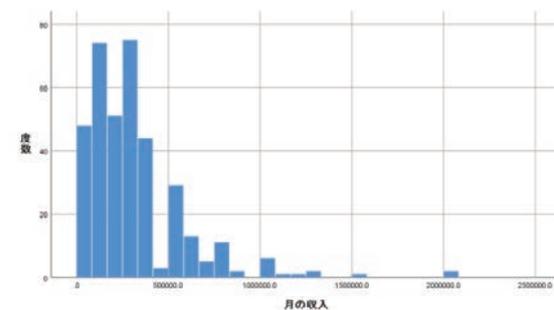
客の年齢層は 83.4%の CSW が 40 歳代を接客している。

1 日に対応する客の人数は約 2.58 人（2.57 ±1.18）を接客している。客が支払う金額の平均は、17727.8 円で、1500-70000 円までの幅があった。



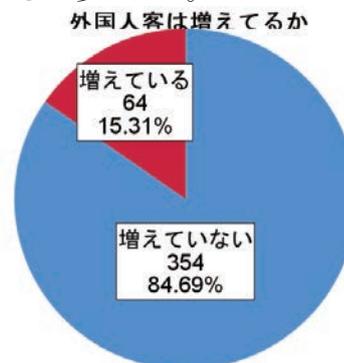
11) ひと月の収入

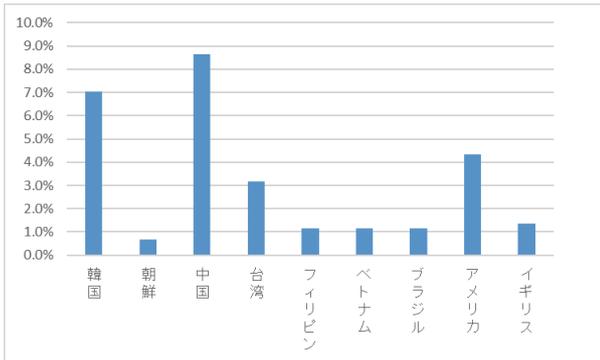
ひと月の収入は、平均 312211.96 円で、15,000-2,000,000 円の差があった。



12) 外国人の客は増えているか

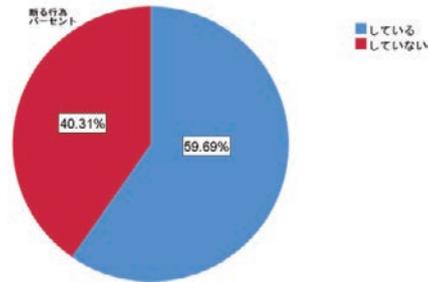
増えていると答えたのは 15.31%で、最も高い中国でも 8.6%であった。増えたのは 3 年前からが多かった。





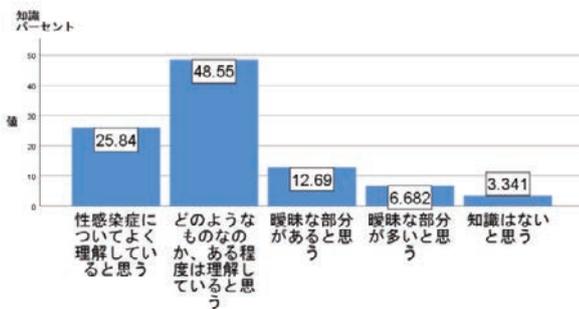
14) 性感染症の予防のために断る行為をしていますか。

恐怖を感じつつも、断る行為をしていないものは40.31%みられた。断る行為には、膣・肛門・口を使ったSEXがあげられていた。



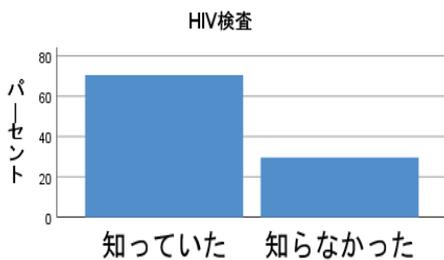
13) HIV/AIDS の知識

(1) HIV・梅毒・クラミジア感染症などの性感染症についての知識はどれくらいお持ちですか。

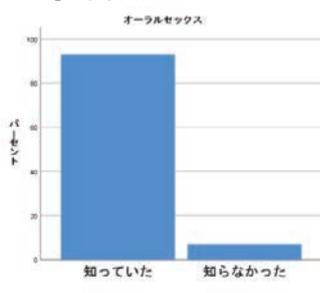


(2) HIV・梅毒・クラミジア感染症などの性感染 HIV 検査は、感染の可能性があった日から、2~3 か月たないと正しい結果が出ないと知っていましたか。

65%が知っていたが、35%知らない現状があった。

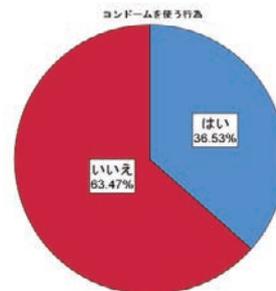


(3) オーラルセックスの場合には、咽頭(のど)に感染する性感染症があると知っていましたか



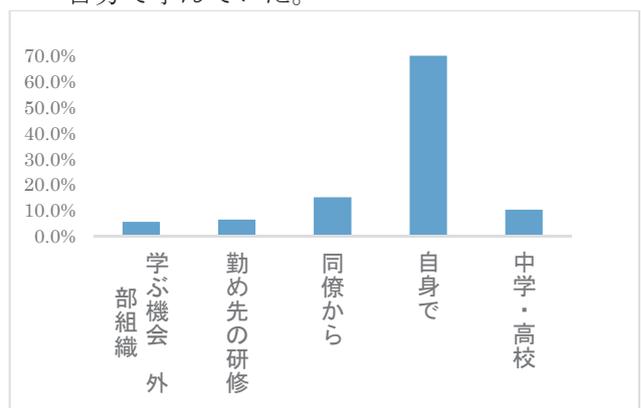
15) コンドームを使う行為をしていますか。

コンドームを使う行為には、膣・肛門・口を使ったSEXがあげられていたが、90%のCSWが行うオーラルセックス時にコンドームを使う者は2.3%であった。



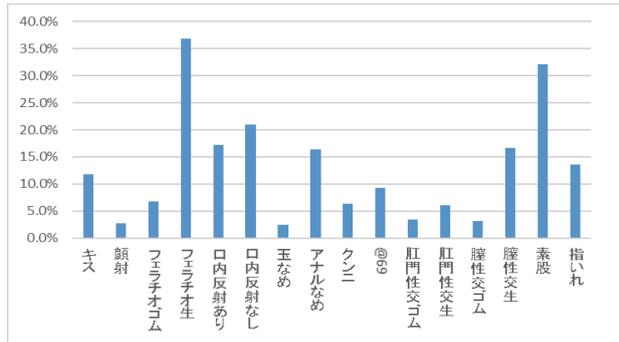
16) HIV・梅毒などの性感染症について、学ぶ機会はありますか。

HIV・梅毒などの性感染症の知識は70%が自分で学んでいた。

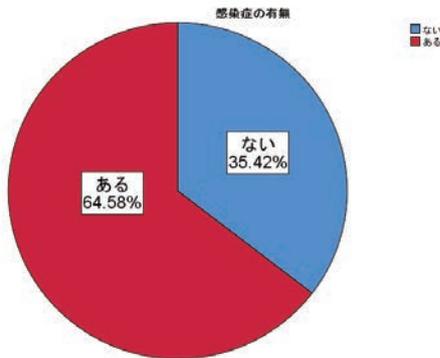


17) 工作中、断れず・防ぐことができず、性感染症の恐怖を感じた行為は何ですか。

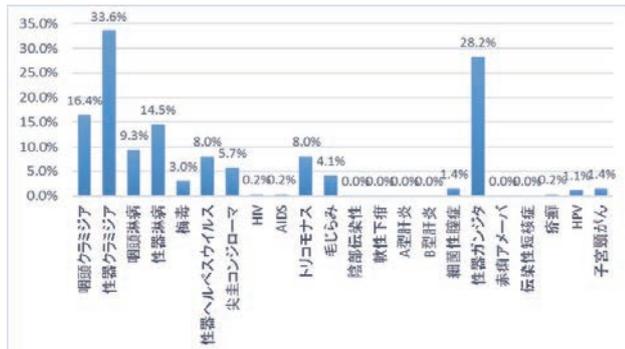
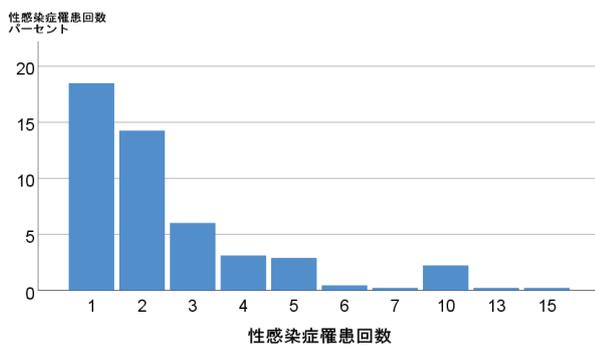
コンドームなしでのオーラルセックスで恐怖を感じているのは、36.8%で最も高かった。



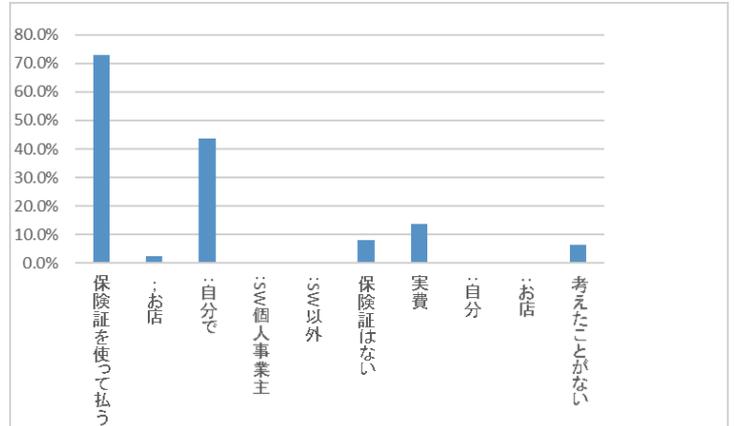
18) 今まで性感染症になったことがあるか。
 性感染症は64.58%に経験があり、多い者では10回以上繰り返している。また、性器クラミジア感染症33.6%、性器カンジダ症が28.2%と多かった。特にHIV・AIDSの両方に回答したCSWも1名含まれていた。



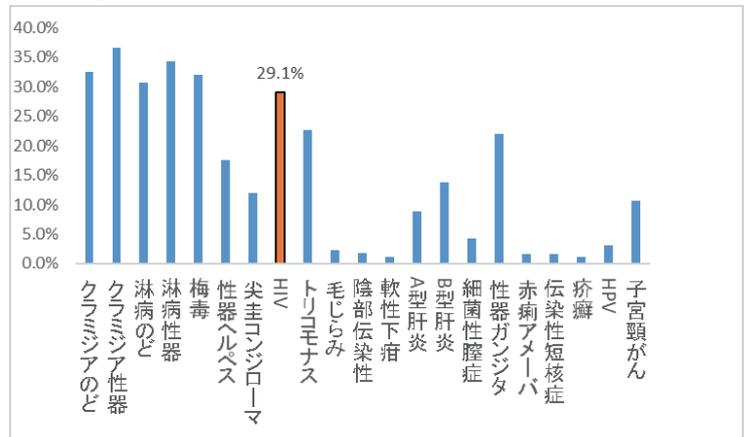
今まで性感染症になった回数



19) 今まで性感染症になったことがあるか。
 性感染症になった際には、医者にかかる費用はどうなりますか。
 性感染症に感染した際は、個人で持っている保険証を使用して受診している状況であった。

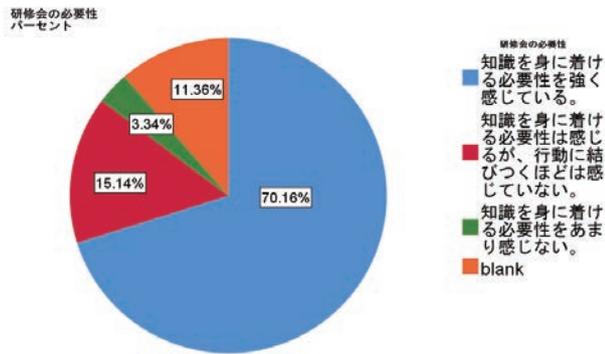


20) 性感染症の検査を今までしたことがあるか。
 検査率の高いものは、咽頭クラミジア32.5%、性器クラミジア36.6%、咽頭淋菌30.7%、性器淋菌34.3%であり、HIV抗体検査の検査経験者は29.1%であった。

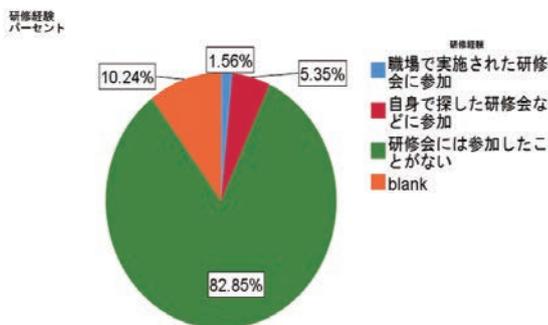


21) HIV・梅毒などの性感染症についての知識を身に付ける必要性は感じますか。
 HIV・梅毒などの性感染症についての知識を70%以上が、性感染症の知識を要望しており、他の約30%にも知識から予防行動がとれるよう意識付けしていく必要性が感じられる結果である。しかし、職場で研修会が設けられたのは1.56%で、82.85%は研修会に参加したことがなかった。
 研修会を今後受けたくない理由は、忙しい、暇がない等が多かった。

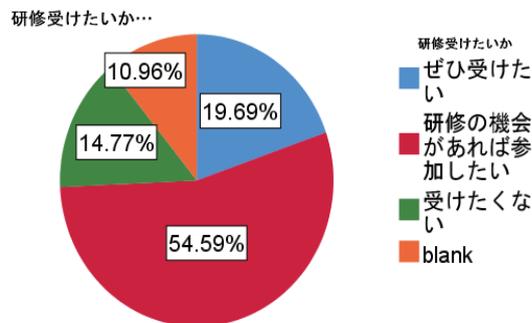
(1) 性感染症予防の研修会の必要性はありますか



(2) 性感染症予防の研修会などに参加していますか。



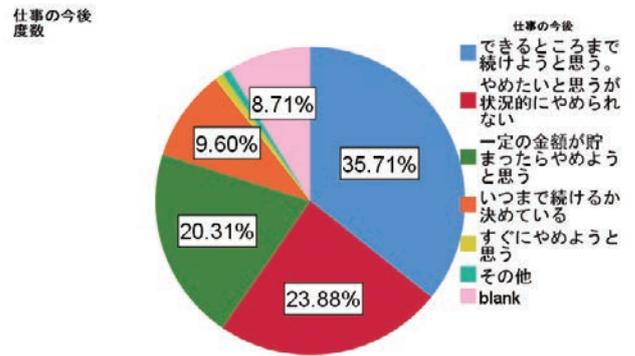
(3) 性感染症予防について、機会があれば研修を受けたいですか。



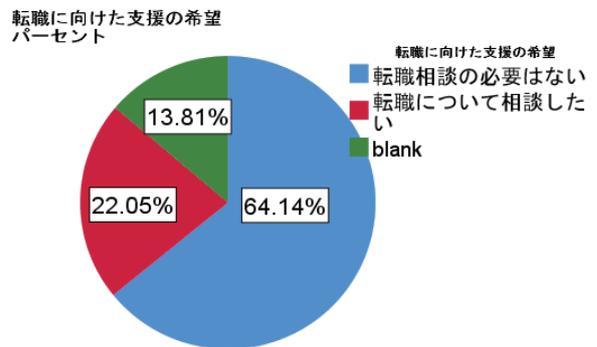
22) お仕事についての今後の予定をお教えてください。

仕事の継続を望むものが最も高いが、22.05%が支援を希望している。

(1) 仕事の継続について



(2) 転職に向けた支援の希望はありますか。



自由回答

<社会に対する思い・教育・制度>20 件

- ・ 社会全体で、また中学高校生のうちに教育として性感染症を学ぶべき。7 件
- ・ 社会保障の充実：
- ・ 検査・治療費用の助成、保険適用、健康診断に組み込む。7 件
- ・ 社会からの偏見がある：4 件
- ・ 社会人失格と思われる・性をタブー視している。
- ・ 梅毒を国をあげて一掃してほしい。
- ・ 浄化しすぎると裏に潜る。

<CSW 業界への意見>3 件

- ・ 検査の義務付け、業界全体で取り組みが必要。
- ・ 風俗を利用する男性側が感染を知らずにまたは、感染していることを隠して風俗を利用して知らない間にキャストの女性が感染させられ、それを知らずに他のお客様を接客してしまうときもあり、いくら予防をしようと思っても感染拡大が激しいので何かいい方法はないものか？とても悩みます。
- ・ 自分個人だけの問題ではないと思います。しかし、業界全体がそれについての取り組みをしていないと思います。性風俗がちゃんとし

- ・ たお仕事として認められるためにもしっかりとした仕組みが確立されることを希望します

〈職場への意見〉41 件

- ・ 女の子と客への性感染症の教育をしてほしい。24 件
- ・ 検査の義務付け、検査治療代の負担をしてほしい。13 件
- ・ 性感染症予防のマニュアル作りをしてほしい
- ・ 最近特に、サービスをハードにしないと、という傾向が強くなっている。
- ・ 生中だし、即尺、AF など過激サービスのお店が増えている。特に中出しは倫理的にどうなのか。
- ・ 行為の制限が不十分：
- ・ 書類には「本番は致しません」とサインしても暗黙のルールなのか本番（生、中出し）が当たり前のお店がデリヘルである。本番強要された際、お店には全て話していますが、お店側からしっかりと注意してほしい。

〈客の意識・状態への意見〉50 件

- ・ 性感染症の意識が低い、学んでほしい。26 件
- ・ 性感染症に興味がなく、自分罹らない、自業自得と考えている。
- ・ 病気だと分かっているソープランドに遊びに来ている。
- ・ 「外に出すから生でやっていい？」とねだる
- ・ 妊娠、病気のリスクをもう少し考えてほしい
- ・ 検査をしてほしい。15 件
- ・ ルールを守らない、マナーが悪い。4 件
- ・ お客様で遊びが乱暴な人がいる。
- ・ 平気でアナルSEXをしようとしたり、レイプまがいなプレイをしようとする人が多い
- ・ 私が見ていない間にコンドームを外す。
- ・ ヘルスで働いているのに、本番行為を求められる。何も言わず勝手に挿入しようとする。最悪、無理矢理挿入しようとする。

〈他のCSWへの意見〉19 件

- ・ 同業者でも性感染症について、あまり考えていない人多くて怖い。9 件
- ・ 自分が毎月受けていても他の人が受けているかわからないため怖い。検査をしてほしい。7 件
- ・ 経済的な理由により検査や治療をしていない。4 件
- ・ 友達は梅毒になったのに、治っていないのに経済的に厳しく仕事をしていた。

- ・ 性病検査がないことを理由に、病気になっているにもかかわらず、目先のお金欲しさに病気を隠し仕事している女の子がいるというウワサもよく聞く。
- ・ 女の子はみんな出稼ぎとかで新人ぬけたらまた違う場所に行ってソープみたいなことするんでしょ。でもやらせてくれるしOKな子多いからっていう女の子が多すぎだから男もやめられないだろう。多分、お金で本番している子が多いんだと思う。ソープ歴もあるから思うけど、生中だし店がほとんどになってしまっているのは、性病が増加してるもどかだと思う。

〈CSW 本人の意識〉5 件

- ・ 知識が乏しく意識が低い。5 件
- ・ ハードなサービスを求められる職業で、性病のリスクはかなり高い割には、接客している女性もお客様も知識が乏しい。
- ・ 性感染症については知っている知識がかたよっていたり、危険とわかっていてもオーラルセックスにゴムは使わなかったり、まだ「不安、キケン」と言いつつも現実味が自分の中にないのかもしれない。危機感の中途半端さが一番こわいなあと思います
- ・ 検査をしたい。
- ・ 感染症はある程度は仕方がないものとは思っています。こまめに検査をして、もしかかってでも広めないようにしたいです。

〈性感染症の現状〉10 件

- ・ 検査結果が怖い。リスクのある仕事。
- ・ 口内射精でうつる場合が多いと感じる。
- ・ 性感染症は見た目ではわからないため何度も感染している。
- ・ 性感染症になると、生活に支障が出るが多々あるので、本当になりたくない経験してみても思った。

〈検査・治療への意見・思い〉18 件

- ・ 自分の体のためにも定期的に検査を受けるべきだと思う。8 件
- ・ もう少し料金が安くなるといいと思う。5 件
- ・ 土日でも検査できると助かる
- ・ 正職もあるので、わかってしまうと困るので、なかなか対応できない。
- ・ 市販の薬として薬局で入手できるようにしてほしい。

<転職への思い>9件

- ・ やめるにやめられない。8件
- ・ 風俗もやめたい気持ちはあるけど、昼職だけでは貯金できるほどの収入は得られないので、悩めます。
- ・ 激安店のため収入も低いのですが、一般的なパートからするとやはり金額が高いためソープでがんばっています。
- ・ 年齢で昼職もなかなか見つからない。親は介護状況でいったいどうすりゃいいんだ。
- ・ 学歴や手に職もない50歳過ぎた女が1人で生活できるほどの収入を得られる仕事、職場があるなら教えてほしい。
- ・ 将来は転職したい。
- ・ 子供たちに手がかからなくなったら、普通のお仕事をしたい。

スクの大きさがすなわち”高給”を頂くことだと思っています。

- ・ かかりつけの医師と話をしているので問題なし。
- ・ イソジンの効果はあるか気になります。
- ・ 生でのフェラチオや素股は大丈夫なのかどうか。
- ・ この仕事をしなかったら、性感染症について知る機会も見る機会もなかったなので、より知識を深めることもできず、その結果興味をもつことも周囲に伝えることもなかったなので、知れてよかったと思います。

<相談・学習・研修場所への意見>11件

- ・ 知識を得たい。9件
- ・ 知識など、詳しく知る機会などがほぼないと思う。(個人任せ的な)。この業界のことを全く知らずにとびこんだので、セミナーなど受けることができたら参加したいと思っています。職場や地域などで講習会が定期的にあるといいかと…
- ・ 自分一人では十分に学べない。
- ・ 自分の身を守るためにも知識をつけていくべきではないかと思いつつ、何から手を付ければいいかわからないことが多いです。
性感染症の知識が、インターネットなどで見ても正直わからないことが多いです

<悩み・思い>12件

- ・ 生活が厳しいから風俗で働いているのに、金銭面で稼げる人、稼げない人の差が大きく、お客様が払う金額も格安化が進んでいる。
- ・ 性感染症になったら、治るまで風俗ができなからその間の収入が心配。
- ・ この仕事は常に性感染症の危険と隣り合わせで不安はあります。
- ・ 性病になっている人の見分け方、症状がでないかわからないので困る。
- ・ 性感染症になると病院に行くのにまず人目を気にしてなかなか行けない。
- ・ もっとインフルエンザとかみたいに身近に感じられる問題になるといいと思う。

<その他>9件

- ・ 性病の可能性は常に意識しています。そのリ

2. 法律専門家による性産業にかかる法律について

日本における性産業・性風俗・CSW
(Commercial Sex Worker) に関する法律について

菅原 真 (南山大学)

はじめに

本稿に与えられた課題は、「性産業に従事する事業者と女性従業者の実態調査と受検勸奨」の研究を行なう上で参照されるべき「日本における性産業・性風俗・CSW に関する法律」の概要を整理して提示することである。

「性産業・性風俗・CSW」に関する法律の全体像を理解するためには、性風俗関連特殊営業を定める「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年 7 月 10 日法律 第 122 号。以下、「風営法」とする。)をはじめ、性的な自由、営業、労働とその規制(行政規制と刑事罰)に関する諸法領域、具体的には憲法、行政法、民事法、労働法、医事法、刑事法等、諸分野の関連法律すべてを考察しなければならないが、執筆者の能力の関係上、本稿タイトルに直接関係する諸法律、具体的には、①売春防止法(昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号)、②風営法を対象に、もっぱら我が国における CSW の管理が法制上どのようになっているかを焦点にして論じることとする¹。

このテーマについて、こと法学分野の研究においては、管見の限り、ジェンダー法学者による研究成果は多数上梓され、また何か事件や問題が生じるたびに研究者・弁護士らによって多くの議論が行なわれてきたにもかかわらず、風営法の解説書やコンメンタールの出版状況を見ると、むしろ警察行政関係者(警察学校幹部またはその研究会)によるもの²、あるいは実務家(業者の許認可行政の実務に携わる行政書士ら)の文献が主要な位置を占めている。もっとも、近時、法哲学者の陶久利彦教授の研究グループによっておこなわれた科学研究費助成事業(基盤研究(C)・課題番号 2453017)に基づく総合的な諸法領域の研究成果物が出版されるなど(2017 年)³、あらたな動きも見られる。

そこでまず最初に、本稿のタイトルに使用された用語の意味を簡単に説明する。

(1) 本稿が対象とする「性風俗」および「性産業」

「性風俗」とは、男女の性的事項に関する風俗を意味するものとして、本来、広範囲の内容を含む概念である。

「性産業」とは、性的欲望を満足させるサービスを提供する産業のことをいい、これもまた広範囲のものを含む。本稿では、「性産業に従事する事業者と女性従業者」に焦点を当てるのであるから、売春防止法および風営法等で規制される「性産業」のうち、CSW (Commercial Sex Worker) が直接顧客にその肉体のサービスを提供する産業に限定して論じることとする。したがって、本稿が対象とする「性産業」は、①売春防止法が定める売春の業(性交渉そのものが行なわれることを前提とする)、②風営法が定める「性風俗関連特殊営業」(第 2 条第 5 項、第 4 章第 1 節)として各都道府県公安委員会に届け出なければならない営業のうち、(i)「店舗型性風俗特殊営業」(第 1 款)および(ii)「無店舗型性風俗特殊営業」(第 2 款)(いずれも性交渉そのものが行なわれることを前提としていない)⁴、さらに③近時その「女優」(演技者)に対する「出演強要問題」が明らかになり、政府も対策を取ることになった成人向け映像(アダルトビデオ)(以下、「AV」とする。)の製作業もこれに含むこととする。AV 製作においては俳優間の中で「本番」(性交渉)が行なわれ、「そもそも AV 撮影自体に『感染症等の罹患』のリスクがあり、『安全管理の徹底』をさせていかなければならない状態にあることも事実」と報じられているからである⁵(契約によっては性交渉が行なわれることを前提とされる場合もあるように思われる)。

(2) 本稿が対象とする CSW

「CSW (Commercial Sex Worker)」とは、広義では性産業に関わる従事者全般を意味するが、狭義では売春婦、ヘルス嬢、ソープ嬢等、直接に性行動に従事するセックスワーカー(不特定多数の顧客に直接彼女の肉体のサービスを提供する者)を意味する。本稿が対象とするのは後者である。CSW には男性や性的マイノリティも含まれるが、その多くは女性であり、性差別や貧困との関連や人身売買の問題が指摘されるほか、他の産業の労働者と異なる制度的・社会的な差別や暴力など人権問題が指摘されている。

本稿の課題が「性産業に従事する事業者と女性従業者」を対象としていること、特に当該女性の CSW のエイズウィルス (HIV) や性感染症 (STI) の感染リスクの拡大を防止するために現行法制度の検討を行なうということは、取りも直さず、以下にみる「規制主義」への方向性を有するようと思われるが、本稿は、特にその立場に立つことを前提とせず、現行の法制度について可能な限り客観的に論じていくことにする。

1. 売春防止法による「売春」の規制

性産業としての典型は「歴史上、もっとも古い職業」と言われる売春業であろう。「売春」とは、「対価を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」をいう (売春防止法第 2 条) 6。

(1) 売買春の規制類型

各国の売春 (売買春) 規制政策は、以下の 4 つの立場に類型化される。

1. 処罰主義

(= 売買春を犯罪として関係者を処罰する)

②規制主義

(= 一定の条件で売買春を公認したうえで規制する)

③廃止主義

(= 売買春の廃止をめざして性業者を処罰する)

④非犯罪化

(= 売春女性の権利保護を求めるセックスワーカー論)

辻村みよ子による分析によれば、上記の①～④についての売春を扱う観点としては、(a) 道徳的問題として扱う立場 (処罰主義または「被害者なき犯罪」論のいずれかに帰結する)、(b) 公衆衛生の問題として扱う立場 (従来の規制主義)、(c) 女性の権利の問題として扱う立場 (廃止主義またはセックスワーカー論のいずれかに帰結する) がある 7。

①の処罰主義は、これを規制する立場からすれば、買春側・売春側の双方が刑事罰の対象となる (アメリカ合衆国の各州 (但し、ネバダ州を除く。))。これとは反対に、「被害者なき犯罪」論 (victimless crime) 8 においては、売買春を違法化し、処罰しても売春の廃止にはつながらないとして、刑法の問題ではなく当事者のプライバシーの問題と捉えることになる。

②の規制主義は、「社会の悪影響を除去するもので一般に支持されている」が、「買春男性を公認して売春女性を非難する点で、『性の二重基準』を維持・強化することになる」。戦前の日本の公娼制は、この規制主義に基づくものであった。この見解に対しては、本稿の課題が「性産業に従事する事業者と女性従業者」を対象としていること、特に当該女性の CSW のエイズウィルス (HIV) や性感染症 (STI) の感染リスクの拡大を防止する性業を限定的に認める制度) の導入によって、売春女性の登録・許可制による拘束や人身売買の土壌になるとの批判がある。

③の廃止主義は、1949 年 12 月 2 日国連採択・1951 年 7 月 25 日発効の「人身売買及び他人の売春からの搾取禁止に関する条約」等によって採用された考え方である。日本も 1958 年に承認・発効している同条約によれば、「売春及びこれに伴う悪弊である売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなう」(前文) とした上で、売買春を違法なものとして処罰することを定めている 9。しかし、「実際には処罰対象となるのは、他人の売春によって利益を得る性業であり、『単純売春』は不処罰とされた」。

④のセックスワーカー論は、①～③の見解とは異なり、性業女性 (CSW) を労働者として捉えて、その権利を要求する点に特徴がある。これには、「公衆衛生や買春男性の処罰の問題などが残されている」が、実際にはオランダ、オーストラリアの一部の州で売春宿が公認され、またスウェーデンやフランスでは、性暴力禁止の観点から買春男性を処罰する国もある 10。

(2) 日本の売春防止法

日本における戦後の売春規制法制 11 は、戦前の公娼制度 (上記②の規制主義に基づく) を否定し、廃止主義を導入するところから始まっている。1946 (昭和 21) 年 1 月 21 日付、GHQ 覚書「日本における公娼廃止に関する件」は、公娼制が民主主義や人権に反するものであるとしてその廃止を求めるものであった。日本の内務省は、同年 2 月 22 日に「公娼制度廃止に関する件」(昭和 21 年内務省令第 3 号) を制定し、公娼制度の基本法令であった娼妓取締規則 (明治 33 年内務省令第 44 号) を廃止した。

① 第二次大戦前の公娼制度

戦前の公娼制度は、1872（明治 5）年太政官達 295 号（いわゆる「娼妓解放令」）を皮切りに、「近代公娼制度」として確立していった。「近代公娼制度の体制が整っていく」ということは、「取りも直さずそれが法規による規制を受け、これを基に制度が運用されてゆくという過程を表すもの」である。

1872（明治 5）年のいわゆる「娼妓解放令」の制定によって、江戸時代の封建的な年季奉公制に基づく人身売買的な娼妓制度は一旦廃止されることになる。しかし、1873（明治 6）年東京府令第 145 号（「貸座敷渡世・娼妓・芸妓規則」）は、「娼妓渡世本人」の「真意」によれば売春業に従事でき、また売春の場所を提供する業を行なう娼妓経営者は、警察官庁から管札を交付されれば売春業を行なうことができるとした。この東京府令に代表される地方規則を統括する立場にあった内務省は、娼妓の登録制、居住・稼働地の指定制度を内容とする 1900（明治 33）年内務省令第 44 号（「娼妓取締規則」）を、次いで 1908（明治 41）年には密売淫を処罰する内務省令第 16 号（警察犯処罰令）を制定した。そして娼妓の衛生面に特化した 1927（昭和 2）年の「花柳病予防法」が制定され、売春を統制し、娼妓を管理する法規システムがここに完成する。

娼妓の衛生管理については、既に 1900 年娼妓取締規則第 9 条が娼妓の検診受診義務を規定し、第 10 条では伝染病疾患等があると診断された者は娼妓稼業を禁止することが定められていた。1927 年花柳病予防法は、2 条 1 項で「業態上花柳病伝播ノ虞アル者」を診療するための診療所設置を大臣が地方公共団体に命ずることができるとし、第 5 条では花柳病に罹患して売淫を行なう行為を処罰の対象とした。

眞杉侑里によれば、戦前の公娼制度において「娼妓」（当時の CSW）自体に関する規定は、以下の 3 点に集約することができるとされる¹²。

（i）娼妓就業は当人の意思によるものであり、登録が義務づけられる。

（ii）一定年齢以下については就業を認めない（「娼妓規則（東京府）」では 15 歳以下、「娼妓取締規則（内務省）」では 18 歳未満の就業を禁止）。

（iii）医療検診が義務付けられ、疾患が認められる場合は娼妓稼業を停止すること。

もちろん当時においても「私娼」という非合法の娼妓が存在したが、それは処罰の対象となっていた。「娼妓解放令」で示された人身売買の禁止を

全うするために、年齢制限を加えた上で「個人の自由意思」を要件に娼妓は登録されることを認め（1900 年娼妓取締規則には、廃業の自由も明文化していた）、1898 年に娼妓解放令廃止以降は、民法 90 条（公序良俗の法律行為を無効とする規定）によって人身売買を法的に認めない立場をとった¹³。公娼制度内に組み込まれることによって、衛生対策としての検診も義務づけられた。娼妓のみが義務づけ対象にされたのは、現在のジェンダー的観点から見れば、この検診の目的が実際には男性たちの安全確保のためだったからである。

② 第二次大戦後の売春規制法制

戦後、GHQ の占領直後の 1945（昭和 20）年 11 月 22 日、ポツダム緊急勅令として「花柳病予防特例」（厚生省令第 45 号）が定められ、「業態上花柳病伝播ノ虞アル者ニシテ伝染ノ虞アル花柳病患者」に対しては、地方長官が入院命令を行なうことができるとした。

その後、花柳病予防法および花柳病予防法特例を廃止する形で、1948（昭和 23）年 7 月 15 日に「性病予防法」が制定された（法律第 167 号）。

同法の目的は、「性病が国民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」（第 1 条 1 項）である。同法第 11 条は「都道府県知事は、正当な理由により売いん常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる」とし、また「伝染の虞がある性病にかかっている者が、売いんをしたとき」（第 26 条）、「売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかっていることを知っていたとき」（第 27 条 1 項）、「売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかっていることを、過失によつて知らなかつたとき」（同条 2 項）、「伝染の虞がある性病にかかっている者が、性交、授乳その他病気を感染させる虞が著しい行為をしたとき」（第 28 条）の処罰を定めている。

戦後法制の基盤となった日本国憲法（1946 年制定・1947 年施行）は、その第 22 条 1 項で職業選択の自由が保障されているにもかかわらず、売春業（特に管理売春）は、反社会的で人間の尊厳を害するものとして、現在の学説においては、

「全面禁止」の職業であると解する見解がある¹⁴。戦後、「廃止主義への転換」¹⁵は、多くの法学者の認識であろう。

戦後の昭和20年代に、売春処罰法は何度か提案されては廃案となってきたが、ようやく昭和30年代に入り、売春防止法という名称の法律が1956年に制定された。1957年施行の同法は、売春を「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」（第1条）とした上で、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」（第3条）と定めている。

しかし、この売春防止法は売春を全面的に禁止するものではない。売春は、業者や第三者がCSWを管理下において組織的におこなう「管理売春」と、売春婦が自ら相手を見つけて売買春契約を行なう「単純売春」とに分類できるが、売春防止法が刑事処分に処することによって禁止するのは「管理売春」と、公衆の目にふれるような方法によって勧誘した場合の「単純売春」に限られている（同法第5条～第16条）。売春防止法の目的は、あくまでも「売春を助長する行為等を処罰すること」、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずること」によつて、「売春の防止を図ること」にあるとされているからである（第1条）。

なぜ、単純売春が処罰の対象にならなかったのでしょうか。売春防止法の制定理由について、1956（昭和31）年5月9日、衆議院本会議の趣旨説明では、売春といった「奴隷的拘束」という状況は「善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権確保の観点から、とうてい許されない」と指摘していたが、同月11日の衆議院法務委員会での松原一彦法務事務次官による答弁によれば、「売春は悪なりと国の意思をもって（…）宣言しておく」のであり、「その絶滅を期する」としながらも、「それが刑罰の主体となると、立証に非常に困難なことがある」、「売春を刑罰の対象とした場合に、いわゆる空文となるおそれが多分にある。（…）私どもは、法はどこまでも実行のできるものでありたいと思う。」と、まず刑罰の実効性に問題があるとの認識を示している。その上で、「単純売春は犯罪ではないなどということを大きな顔をして言われることを私はおそれる（…）。そうじゃない、それは悪い、罪である。（…）いわゆる羞恥心を失えば、人間じゃない。動物だ。ことに性の方面における羞恥を失った者は、これは人間じゃない。本来性行為は神聖であつて男女の性交は

神前の誓いから始まつておる。しかしながら、夫婦といえども、これをば白日のもとに露出すれば、わいせつなのです。（…）だから、性行為というものはどこまでも隠蔽の間に行なわれるべきものであつて、白日のもとにさらすべきじゃない、商売にすべきじゃないということをや、この際私は理念として全国民に徹底しておいてもらいたいと思う。この立法の精神はそこにあるということは、誤解のないようお願いを申し上げます。」と述べ、売春が人間性に反するものであるという道徳的非難が強調されていたことを看取できる¹⁶。

この売春防止法が性産業に与えた現実の効果は、社会学者の菊地夏野によれば、以下のようである。

第一に、「単純売春」を行なうことは困難になった。「風俗店に属さない個人売春の場合、女性自身が宣伝・勧誘することになるが、これらは売防法第5条により処罰される」からである。

第二に、その結果、「大半の場合、風俗店で働き、性的サービスを行なうこと」になった。性産業には風営法が適用されるが、売春防止法によって性風俗関連特殊営業においては「性交」および「性交類似行為」は行われない建前になっており、「女性の行なう性的サービスは本人が自発的に行う『ボランティア』や『自由恋愛』のような扱いを受ける。「実際には性的サービスが仕事の主要な内容であり、それに対して給料が支払われているのにもかかわらず、『労働』として認知されず、労働者としての権利を保護されず、「客から暴力や強制を受けたり、あるいは雇用者から不当に搾取されても抗議や交渉」を行なえない状況が生じたとされる¹⁷。

この第二点目について考える上でも、現行の風営法制を検討することは不可欠となる。そこで次に風営法の歴史と現状を見てみることにする。

2. 風営法による性産業の規制？

（1）戦後の風営法の展開

第二次世界大戦の終戦後、1946年1月21日のGHQ覚書に先立ち、内務省は同月12日に、現業者（貸座敷および娼妓）を自発的に廃業させ、私娼として稼業を継続させる旨の通達を出した。そして同年11月24日に事務次官会議決定「私娼の取締並びに発生防止及び保護政策」におい

て、「社会上已むを得ない悪」として「特殊飲食店等」を「風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること」を確認した。貸座敷は「特殊カフェ」に、娼妓は「女給」へと名称を変えた。これは法的拘束力がないものであったが、岩切の分析によれば、「売春（特に公認・黙認の売春業）が必要悪であるという考え方」の「根深さ」を示しているという。「必要悪」の理由としては、①公認の売春は性病の予防に役立つこと、②「良家」の子女の保護につながることで、③街頭の風俗の保護につながることで、といったものであった¹⁸。

こうした状況の中で、1948（昭23）年7月10日に戦後最初の風営法である「風俗営業取締法」が制定された。この法律はたったの8条からなるもので、目的規定も存在しない内容のものであった。同法でいう「風俗営業」とは「待合、料理店、カフェその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業」（第1条1号）、「キャバレー、ダンスホールその他の設備を設けて客にダンスをさせる営業」（同条2号）、「玉突場、まあじゃん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊戯をさせる営業」（同条3号）を指すものとされ、許可制による規制がとられ（第2条）、法令違反行為があれば公安委員会による営業停止処分も可能であり（第4条）、また罰則規定もあった（第7条、第8条）。同法は「取締」の文言を法律名称に入れているが、1952（昭和27）年7月31日の国家地方警察本部防犯部長通達「特殊カフェ業者の取締について」によれば、同法制定後、風紀上、「旧公娼並びに私娼が転換して現存する集団カフェ街」を「漸次カフェ本来の姿に経還らせるよう指導取締」を行なってきた旨、指摘されている¹⁹。

その後、風営法は数度の改正が行なわれた。

1959（昭和34）年改正では「風俗営業等取締法」に名称を変え、1966（昭和41）年改正ではトルコ風呂（個室付浴場業）が、1972（昭和47）年改正ではモーテル営業がそれぞれ規制対象となった。

1984（昭和59）年には、名称を大幅改正し、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」となり、規制対象を「風俗営業」と「風俗関連営業」とに区別し、後者に「店舗型特殊性風俗営業」等を加えた。1984年改正では、第1条の目的規定に、あらたに「風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」が目的として加えられたが、風俗営業は健全化・適正化の対象になり得ても、風俗関連営業については健全化の対象になり得ないため、

その弊害の予防にとどめるべきとの考え方が前提とされていた²⁰。

1998（平成10）年改正では、従来の「風俗関連営業」というカテゴリーを「性風俗特殊営業」という名称に変え、「無店舗型性風俗特殊営業」と「映像送信型性風俗特殊営業」も新たにそこに加えられた。2005（平成17）年改正では、人身売買の規制の一環として外国人従業員の在留資格、在留期間等の確認および確認記録を強化するとともに、「性風俗関連特殊営業」の届出制の強化、集客行為の規制の強化、罰則強化が行なわれた²¹。

（2）現行風営法における「性風俗関連特殊営業」

こうして現行の風営法において本稿が主題として扱わなければならないのは、「性風俗関連特殊営業」（第2条第5項、第4章第1節）であると考えられる。同法はそれを、①「店舗型性風俗特殊営業」（第1款、第27条～第31条）²²、②「無店舗型性風俗特殊営業」（第2款、第31条の2～第31条の6）²³、③「映像送信型性風俗特殊営業」（第3款、第31条の7～第31条の11）²⁴、④「店舗型電話異性紹介営業」（第4款、第31条の12～第31条の16）²⁵、および⑤「無店舗型電話異性紹介営業」（第5款、第31条の17～第31条の21）²⁶に分類しているが、評論家の荻上チキ、経済学者の飯田泰之による文献によれば、①はソープランドや店舗型ヘルスなどのこと、②はデリバリーヘルスのこと、③はアダルトサイトのこと、④はテレクラのこと、⑤はツーショットダイヤルや伝言ダイヤルのことであり、アダルトサイトの利用やテレクラ、ツーショットダイヤルの利用は、いわゆる「フーズク」には当たらないという²⁷。本稿の主題は、CSWが性交および性交類似行為を行うもの以外は考察対象からはずしてよいと考えるため、荻上らの指摘と重なり合う（上記①および②のみが考察対象となる）。

なお、性風俗関連特殊営業に関する罰則には、以下のものがある。（i）無届営業（6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科あり））、（ii）店舗型に係る営業所の禁止区域等営業（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（併科あり））、（iii）店舗型に係る営業所の禁止区域等営業（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（併科あり））、（iv）18歳未満の者を風俗営業等において従事させること、客とすること（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科あり））、（v）

広告制限区域等における看板の設置（100万円以下の罰金）、(vi) 客引き（「立ちふさがり、つきまとい行為」も含む）（6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科あり））、(vii) 店舗型・無店舗型性風俗特殊営業の無届業者による広告宣伝（100万円以下の罰金）、(viii) 外国人従業員の就労資格の確認義務懈怠（100万円以下の罰金）。

さらに、行政処分が科せられる場合がある（風営法違反の態様に伴い、「許可取消し」「営業停止」「指示」の処分がある）。

さて、「フーズク情報誌」のウェブサイトの広告を参照した荻上・飯田の研究によれば、彼らという「フーズク業」（本稿でいう「性産業」）は、①ソープランド、②店舗型ヘルス・エステ、③サロン、④キャンパスパブ、⑤受付型ホテルヘルス、⑥デリバリーヘルス、⑦欧米系デリバリーヘルス、⑧アジア系デリバリーヘルスの8つに分類できるという²⁸。同書の解説を読むと、いずれの場所でも「性交」または「性交類似行為」が行われていると考えられる。

すなわち、同書が解説するところによれば、①の「ソープランド」は、「システムとして本番（性行為）があること」が他と大きく異なる点であるといい、建前としては「店は浴室と浴室での介助サービスを提供」するだけであるとしながら、実際には「女の子が客との直接的なやりとりの結果として性行為をした」ということで売春防止法の適用を逃れているという。料金表示を「入浴料」と「サービス料」に分けて表示する店が多いという。③のピンサロ（サロン・キャンパスパブ）とは、「飲食店のような体裁の店舗で、客がソファに座って女性からオーラルでのサービス（要はフェラチオ）を受ける」行為がなされているという。②の「店舗型ヘルス・エステ」は、「店舗を構え、個室でフェラチオと素股（挿入を伴わない擬似的なセックス）を中心としたサービスが行なわれる」という。⑥のデリバリーヘルス（デリヘル）とは、「現在のフーズクの中心業態のひとつ」で、特徴として「本番がない」ことが「建前」になっており、「基本的にはオーラルと擬似セックスである素股がサービスの中心」であるが、「フーズク嬢へのヒアリングでは、本番がある場合も少なくない」とのことである。

なお、飯田によれば、こうした「フーズク」の「推計稼働店舗数」は「およそ1万店舗」あり、「一店舗あたりの推計在籍人数」は「29人前後」、「フーズク嬢の人数は約30万人」と推計されるという²⁹。

既に菊地が、売春防止法が性産業に与えた効果として、「大半の場合、風俗店で働き、性的サービスを行なうこと」になったと指摘していたことは見た。岩切も、「売春防止法によって売春業が不可能になっているのに（…）ソープランドでは本番サービスがなされている状態が恒常化している」と述べ、日本には売春防止法があるのに、「風営法は売春制度を実質的に公認した」と指摘する見解が出されるまでに至っている³⁰。

このことは、1984年改正法の国会審議以降、政府・警察関係者たちも認識していると考えられる。すなわち、警察行政のトップが、風営法は「性、射幸、飲酒等人の本能的部分に起因する歓楽性、享楽性が過度にわたるおそれのある営業」、より端的に「飲む、打つ、買う」を規制対象とするものである旨、国会において答弁し（昭和59年5月21日、衆議院地方行政委員会における鈴木良一警察庁刑事局保安部長答弁）、警察大学校教授の蔭山信も風営法のコメントールで「性風俗特殊営業」を明確に「買う」に分類するに至っているからである³¹。

（3）売春防止法と風営法：法の理念と法執行とのギャップ

売春業を違法とする売春防止法の理念・目的は、本来、風営法を含む全ての性産業に関する法体系を網羅的に支配しているはずである。にもかかわらず、風営法の下で事実上「売春」がなぜ行なわれているのであろうか。風営法は売春制度を公認していると判断しうるのであろうか。

岩切が指摘するように、例えば「店舗型営業」の1号営業の場合、風営法は、「異性接触」のある個室付浴場業であり、この「異性接触」が性交にまで至れば、これは売春防止法の対象になる。CSWの「自由意思」を口実に性交が行われることについても、それが営業として行なわれれば、それは個室付浴場業の「役務の提供」に該当することになるから、売春防止法上の管理売春罪が成立することになる。したがって、「風営法は必ずしも売防法の例外をつくっているわけではなく、風営法が売春制度を公認していると結論づけることは早計であろう。

問題は、警察行政幹部が繰り返し述べているように、「警察は個別事案において売防法違反を立証するための捜査に関しては、『捜査はきわめてむずかしい』」³²のであり、「法と法執行とのギャップという事実の領域に売春が残存している」³³ということであろう。

そもそも、風営法は、「風俗営業」については「許可制」を採用しているのに、「性風俗関連特殊営業」については、より規制の強度が弱い「届出制」としていることも、売春防止を事実上許すことにつながったといえよう。風営法改正時にこの点について議論が行なわれたが、公安委員会が性風俗を「許可」するのは適当でないという判断によって届出制となった経緯がある。

むすびに代えて

以上、本研究テーマに関わる限りにおいて、①売春防止法（昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号）、②風営法の概要を紹介した。さいごに、我が国における CSW の管理が法制上どのようなになっているかを簡単に検討する。

1998 年制定・1999 年施行の現行「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）（以下、「感染症予防法」とする。）が制定された。感染症に関する法令は、「伝染病予防法」（明治 30 年 4 月 1 日法律第 36 号）、「性病予防法」（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 167 号）、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（平成元年 1 月 17 日法律第 2 号）等多数存在していたが、感染症予防法の制定によって既存法令は廃止された。感染予防法は「隔離」という表現を用いず、患者の人権尊重と適切な医療の提供を目的規定に盛り込んでいる。

風営法下で置かれている CSW の現状を認識するとき、上記の公衆衛生（感染症予防）の観点をも考慮しつつ、売春防止法制（理念）と性風俗・性産業法制（実態）のギャップを埋めるにはどうすればよいであろうか。

一つの方法は、「規制主義」に回帰する方向性である。セックスワーカー論を肯定し、一定の範囲で限定的に「性労働」を容認し、専門機関による CSW の性感染症予防のための健診を業者や AV プロダクション等に義務づけることである。女性の性的自己決定権に依拠しつつ、CSW を体制内化する立場である。

もう一つの方法は、徹底した「廃止主義」の立場を実践することである。これは「性交のみならずおよそ性を売買すること自体をも売春法制による禁止の対象として拡大し、可能態として売春をも含みえた『異性接触』役務の概念すなわち性交類似行為サービスを一切禁止する」という方向性である³⁴。現行の売春禁止法は買

春男性に対する処罰はなく、単純売春を除く性業女性の行為のみを処罰対象としている点で問題がある。むしろスウェーデンやフランスの近時の立法のように、男性の買春行為を処罰することでより効果的となるであろう。個人の自己決定権は、その人権を行使しうる状況、能力があることを前提にし、「女性の性的自己決定権」の前提に懐疑的な立場である。

1 風営適正化法研究会編集『〔7訂版〕風営適正化法関係法令集』（東京法令出版、2016年。なお、同書では「風営法」を「風営適正化法」と記載している）は、風営法及び「その下位法令並びに風俗営業関係業務の実務や研究に有効であり、かつ、関係の深い法令等を抽出し、収録したものである（凡例1頁）。

同書によれば、①風営法関係、②風営法施行条例関係、③認定申請書等の記載要領等、④行政手続・法人監督等、⑤関係法令等、⑥法の変遷等、に分類され、国会が制定した法律としては、「風営法」、「行政手続法」、「行政不服審査法」、「行政事件訴訟法」、「公衆浴場法」、「興業場法」、「食品衛生法」、「学校教育法」、「図書館法」、「児童福祉法」、「旅館業法」、「大規模小売店舗立地法」、「建築基準法」、「都市計画法」、「医療法」、「著作権法」、「売春防止法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下、「児童ポルノ規制法」とする。）、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘因する行為の規制等に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「会社法」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「民法」、「地方自治法」等が所収されている。

2 風営法に関しては、警察関係者による文献が圧倒的に多い。管見の限り、同法の解説としては、風俗問題研究会『風営適正化法ハンドブック〔第4版〕』（立花書房、2016年）が一番詳しい。また、風営法および関連法の主要裁判例をまとめたものとしては、大塚尚（前警察大学校財務捜査研修センター所長）『風俗営業法判例集〔改訂版〕』（立花書房、2016年）が重要であり、同書は出版社によって「類書のない一冊」と宣伝されている。

3 売買春をはじめ、本稿が論じるテーマに関する法学者による総合的研究が少ない要因について、陶久は、法学者（特に男性法学者）における「性風俗」への学問的関心の低さを指摘する。「性を巡る問題は人々の関心を常に引いている」にもかかわらず、「総じて、法や法秩序を語る人々にとって性を巡る問題群は、潜在的に関心の片隅にはあるけれども、どちらかといえば紳士・淑女面をしておきたいと思わせる微妙な色合いを持っている」からであり、特に、男性研究者のそのような態度の背景として、「わが国社会にあっては厳格な性道徳があるとは言いがたく、むしろ性に関わる—特に男性の—行為や心情等に対してかなり寛容である、という点」（下線部は原文強調点）がそ

の「最大の理由」であるとされる。参照、陶久利彦「売買春の法的規制と根拠づけ」陶久利彦編著『性風俗と法秩序』（尚学社、2017年）219-221頁。

4 風営法の「性風俗関連特殊営業」には、(i) 店舗型性風俗特殊営業（個室付浴場（いわゆるソープランド）やファッションヘルス等）、(ii) 無店舗型性風俗特殊営業（デリバリーヘルス（派遣型のファッションヘルス））、(iii) 映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）、(iv) 店舗型電話異性紹介営業（テレホンクラブ）および(v) 無店舗型電話異性紹介営業（ツーショットダイヤルや伝言ダイヤル）がある。

本稿が対象とする「性産業」は「CSWが直接顧客にその肉体のサービスを提供する産業」に限定するため、アダルトサイトの利用やテレクラやツーショットの利用は含まない。なお、荻上チキ・飯田泰之『夜の経済学』（扶桑社、2013年）は、本稿が対象とする「性産業」を「いわゆる『フーズク』産業」と言い換えた上で、性産業の業態（ソープランド、ピンサロ（サロン・キャンパスパブ）、店舗型ヘルス・エステ、デリバリーヘルス（デリヘル）受付型ホテルヘルス（ホテヘル））に関する説明のほか、「フーズク店」の数、「フーズク嬢」の数、「フーズク業界の市場規模」等について、経済学の観点から推計値を提示している（同書18-64頁）。

5 「AV女優の『HIV感染』公表 いつもは穏やかな男優が激高しだした 業界につきつけられた『重い宿題』」（朝日新聞記者・高野真吾）withnews 2018年10月25日ネット配信 <https://withnews.jp/article/f0181025003qq00000000000000W05s10101qq000018209A>（2019年1月9日閲覧）

6 したがって、例えば、特定の個人間で性交の前後に金品の授受が行なわれるような場合は含まれない。憲法上、性的自由ないし性的自己決定権は、「幸福追求権」（憲法第13条）の一類型として位置づけられている。2017（平成29）年、性中立化・重罰化の観点から刑法の性犯罪規定の改正がなされた（強制わいせつ罪（刑法第176条）および強制性交等罪（刑法第177条）の改正）。強制性交等罪は、「相手方を人格的存在として省みることなく、ただ事故の性的欲求の充足のみを図る行為の典型であり、人格的領域を交錯させることにより女性〔男女の被害者—引用者注〕の人格的統合性を害する罪」として解され、また性的自己決定権を「身体的内密領域を侵害しようとする性的行為からの防御権という意味」で捉えることによ

り、これを正当化できるであろう（嘉門優「法益論から見た強姦罪等の改正案」『犯罪と刑罰』第26号（2017年）22-23頁）。なお、夫婦間の強姦ないし「強姦性交」について、配偶者虐待防止法の罰則はごく限られ、保護命令違反に対する間接罰方式にとどまるが、夫婦間の強姦ないし強姦性交についての立法の必要性を説く見解も存する（斎藤豊治「性刑法の改革と課題」『犯罪と刑罰』第26号（2017年）53頁）。

7 若尾典子「身体・性を生きる」浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子『フェミニズム法学』（明石書店、2004年）335頁。

8 エドウィン M. シャー（畠中宗一・畠中郁子訳）『被害者なき犯罪—墮胎・同性愛・麻薬の社会学』（新泉社、1981年）。

9 例えば、同条約1条は、「この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを行ういかなる者をも処罰することに同意する。

1 売春を目的として他の者を、その者の同意があつた場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去すること。2 本人の同意があつた場合においても、その者の売春から搾取すること。」と規定し、「廃止主義」を明確にする。

10 フランスでは従来、公道での客引き行為、同意する能力のない未成年者等に対する買春、売春斡旋行為を刑法典で禁止していたが、2016年4月、スウェーデンをモデルにした「売買春システムに対する闘いを強化し、売春させられている人を導くことを目的とする法律」を制定した。しかし、売春の自由を認めるヨーロッパ人権裁判所の判例との整合性が問われているという。参照、存在齋藤笑美子「フランスの買春処罰法をめぐる論争」『浦田一郎先生古稀記念 憲法の思想と発展』（信山社、2017年）。

11 日本の売春規制法制の歴史的展開については、特に、藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護体制へ』（不二出版、1999年）、眞杉侑里「『人身売買排除』方針に見る近代公娼制度の様相」『立命館人文社会研究所紀要』第93号（2009年）237頁、岩切大地「売春法制と性風俗法制の交錯—個室付浴場業規制の法的性質をめぐる」陶久利彦編著『性風俗と法秩序』（尚学社、2017年）16頁が詳しい。

12 眞杉侑里・前掲論文 240頁。

13 当時の最高裁判所である大審院の判例については、眞杉侑里・前掲論文 247頁以下参照。もっとも、「貧困といった社会的背景のみならず、家制度における女性や子どもの地位が低かったこと、前

借金のうち消費貸借契約の部分の有効性は認められたこと、さらには仲介業者の存在等により、実質的には江戸時代の年季奉公方式における待遇とほとんど変わらなかった」との指摘もある（岩切大地・前掲論文 19頁）。

14 尾形健「経済的自由権」小泉洋一・倉持孝司・尾形健・福岡久美子『憲法の基本〔第2版〕』（法律文化社、2011年）102頁、菅原真「経済活動の自由」辻村みよ子編『基本憲法』（悠々社、2009年）167頁。

15 前掲・岩切論文 25頁。

16 前掲・岩切論文 22頁。

17 菊地夏野「フェミニズムと『売買春』論の再検討—『自由意志対強制』の神話—」『京都社会学年報』第9号（2001年）131頁。

18 前掲・岩切論文 26頁。

19 前掲・岩切論文 28頁。

20 澤登俊雄「風俗営業の社会的統制に関する諸問題」『ジュリスト』第823号（1984年）7頁。

21 さらに2015（平成27）年改正では、ダンス営業規制の変更が行なわれたが、本稿の論点とは無関係なため、省略する。

22 「店舗型営業」を分類すると、「1号営業」は浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業をいい、ソープランドがその例である。「2号営業」は、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接書する役務を提供する営業をいい、ファッションヘルスがその例である。

「3号営業」は、専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態をみせる興行その他の全量の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場であり、ストリップ劇場や個室ビデオがその例である。「4号営業」は、専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業をいい、ラブホテルやモーテルがその例である。「5号営業」は店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品のうち政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業であり、アダルトショップがその例である。「6号営業」は前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるものであり、出会い系喫茶がその例である。

23 無店舗型性風俗特殊営業を分類すると、「1号営業」は、人の住居又は人の宿泊の用に供する施設

において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものをいい、デリヘルがその例である。「2号営業」は、電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むものをいい、アダルトビデオ等通信販売がこれに該当する。

24 映像送信型性風俗特殊営業は、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達することにより営むものをいい、アダルト画像通信販売がその例である。

25 店舗型電話異性紹介営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを、電気通信設備を用いて、当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むものをいいテレクラ等がこれに該当する

26 無店舗型電話異性紹介営業は、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを、電気通信設備を用いて、他の一方の者に取り次ぐことにより営むものをいい、ツーショットダイヤル等がこれに該当する。

27 それぞれの詳細については荻上チキ・飯田泰之『夜の経済学』（扶桑社、2013年）が詳しい

28 荻上チキ・飯田泰之・同上書 24頁以下。

29 荻上チキ・飯田泰之・同上書 39頁。

30 岩切大地・前掲論文 44頁。

31 前掲・岩切論文 31-32頁、蔭山信『注解風営法Ⅰ：風俗営業等取締法』（東京法令出版、2008年）19頁。

32 昭和41年6月27日、参議院地方行政委員会における今竹義一警察庁保安局長答弁。における今竹義一警察庁保安局長答弁。

34 岩切大地・前掲論文 47頁。

性産業・性風俗・CSW に関する法的規律の国際比較

三上 佳佑 (南山大学)

はじめに

本稿にとっての中心的課題は「HIV 検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者」に対する調査研究の一環として、「性産業・性風俗・CSW (Commercial Sex Worker)」の実態を、主として法的側面から、国際的見地に立って整理することであるⁱⁱ。

「性産業・性風俗・CSW」を巡る国際的動向の全体像を把握するためには、本来、次の三つの側面に対する集中的な検討作業が必要であろう。①各国の性産業・売買春規制に関する法制度の実態把握。この作業は単に現行の法制度をそれとして記述するだけでなく、その歴史・立法経緯や展望に関する分析も要求されるはずである。②各国の性産業・売買春規制に関する法制度を背景において支えている思想・文化や、学説といった非制度的要因の分析。③以上の①・②に関する幅広い目配りを総合することで、何らかの「モデル化」を行うこと。つまり、国ごとに多種多様に見える性産業・売買春規制の国際的比較の中で、何らかの「類型化」を行うことで、範型・典型とされる規制モデルを抽出する作業や、「一般的」動向・潮流といったものを認識することである。

ただし、本稿は、本来それぞれ独立した大規模な研究に値する以上①～③の作業を、地域ごとの国際比較の中での、一分析「側面」として、性産業・売買春規制の国際的動向を全体的・一般的に把握する為に必要な限りで行う。これは一方で、執筆者の能力の限界によるが、他方で、我が国の学界の一般的水準との関係においても、上記①～③の要求を完全な形で満たす研究は容易な事柄ではない。本稿の研究主題である「性産業」ないし「性風俗」については、ディシプリンごとに関心の度合いのバラつきが大きく、法学分野と非法学分野とを比較してみれば、前者における関心の度合いは希薄であると言わざるを得ない。検討対象の実態に深く沈潜し、内在的批判を行う充実した研究は、女性学、クィア論、移民政策学等、非法学的社会科学諸分野を専攻する研究者によって担われているⁱⁱⁱ。とはいえ、法学分野でも、ディシプリンとしての自律性を強固なものとして来ったジェンダー法学者による先行業績が蓄積されている。また、陶久利彦教授らの研究グループによるインタ

ー・ディシプリナリーな—と言っても法学内各専門領域の、であるが—研究成果は、本稿の主題に関する我が国の法学領域における研究水準を構成していると言えよう^{iv}。

(1) 本稿の基本的視角

本稿は、「HIV 検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究」の一環として、法学的問題関心の下で行われる調査研究であり、性産業・売買春規制の国際的状況を可能な限り客観的に記述するという方法が要請されるはずであろう。しかし、問題意識・問題視角として「HIV 検査の受検勧奨のための」という前提が置かれることに関しては、その前提的立場の特定性・主観性を、取り敢えず認識しておく必要がある。売買春それ自体に否定的な立場はもとより、売買春に「セックスワーク」すなわち「労働」としての確固たる位置づけを与え、それへの従事者を「セックスワーカー」すなわち性「労働者」としての権利主体として積極的に位置づけようとするセックスワーク論の立場からすれば、そもそも、我が国の売買春防止法と風俗営業法の狭間で行われる性産業の法的「規制」それ自体が、性風俗を巡る善と悪の公的線引きに他ならず、性産業従事者としての女性の「エイジェンシー」—主体性—を疎外する、管理の論理に他ならない。性産業従事者たる女性を規制対象として位置づける「公衆衛生」の論理一般も、かような、性の公的「管理」の論理の一類型に他ならず、女性を客体として定位する側面を色濃く有していることは、国を問わず、立場を問わず、明確に指摘されている^{vi}。公権力による「管理」を無自覚的に前提として売買春に関する法的側面を論じる態度は、国家「からの」自由の典型である「プライバシー権」が「……性的交渉の相手の選択など、個人の私的な生活領域における自己決定権をも含む意味で」理解されていることに鑑みれば^{vii}—その意味で、この種の「性的自己決定権」は憲法第13条「個人の尊厳」に基礎を置く自由権として明快に位置づけられる—、問題がある。

以上の諸点に鑑みれば、本研究自体が特定の立場に一定程度与するものであること自体は否定し難いことと考えられる。しかし、他方で、不対等な主体からなる社会動態の中で、自己決定を実体化させるための条件整備に、積極的な公的介入が要請される状況は、一般にこの問題野にも等しく当てはまるはずであり、本研究の基本的立場が「個人の尊厳」等の憲法的価値と全く両立しないものであるはずはなく、また、

仮に性取引の即時全廃が望ましいとしても、それがおよそ現実的でない以上、本研究の社会的意義はいささかも損なわれるものではない。飽くまでも、本稿にとって重要なことは、作業の基本的視角として、公衆衛生的観点からの売買春規制に関して対立する基本的立場が存在するという十分な認識を置くことである。また、売買春を一定程度公認することを前提とする性の公的管理（当然本研究の「受検勸奨」もそこに含まれる）に関して、それを公定する立場（＝規制主義）と売買春自体が女性を疎外するものとして廃止を指向する立場（＝廃止主義）との間での相克を基本的視角の念頭に置くこと、また、この二つの立場の何れにも批判的なセックスワーク論（女性のエイジェンシーの実体化を指向）との交錯を認識したうえで作業を進めることである。いずれにせよ、国際比較を記述的な形で行う限りは、本稿の価値中立性・客観性は、大きなレベルで損なわれることはないと考ええる。

（2）本稿の方法

本稿は、以下、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランスの主要四国の性産業・売買春規制の制度的状況を概観し、CSW を巡る国際状況を見取り図を得ることとしたい。具体的には、各国の制度的状況を順を追って記述し、背景事情や理論的動向などについても、制度的状況を説明するのに必要な限りで補足的に言及する。なお、本稿は飽くまでも、国際状況の整理を図ることを中心課題とするものであるから、大まかな制度的モデルの類型化や、客観的に把握できる限りでの大まかな一般的動向の指摘までは企図したい。また、既に、売春に関する法的統制は、その比較法的・法制史的アプローチから、「禁止主義」、「規制主義（公娼制）」、「廃止主義（廃娼制）」に三大別される形で類型化されており、この類型化は一般的に定着していると言って良いと思われる^{viii}。「禁止主義」とは、売買春そのものを犯罪化して禁止し、売春あっせん者も CSW も客も、全てを処罰対象とするアプローチである。「規制主義」は、売買春を社会的な必要悪として考え、職業として公認しつつ、公衆衛生・社会秩序維持等の観点から、これを国家統制の下において管理するというアプローチである。「廃止主義」は、売買春を売春主体（たる女性）に対する暴力と見做し、CSW は職業を遂行している主体ではなく被害者、あっせん者は加害者である、という立場に立ち、必要悪ではなく悪そのものの売買春を社会から

廃しようとするアプローチである。本稿の結論部においても、このような類型化の視角に拠った整理と小括が予定される。もっとも、特定の国家の制度的モデルを、我が国にとっての「モデルであるべき」という規範論の提示に関しては、本稿は慎重な態度を採るべきであろう。

法律学を専門とする研究者による先行業績の「蓄積」は、本領域に関して必ずしも十分でないことは、既に指摘した通りである。しかし、それは、管見に及ぶ限りでは国際比較の見地からする総合的研究が僅少であることを意味するのであって^{ix}、各国ごとの個別的状況に関する研究に関しては、既に注目すべき先行業績がいくつか見受けられる。本稿はそれらに多く依拠して検討を進めることとなる。また、この領域に関しては、規制の「運用者」としての実務家側からの検討が多く見受けられており、本研究もそれらに多かれ少なかれ規定される^x。また、問題状況の整理と認識に当たって、非法学分野の社会科学の領域でこれまで積み重ねられてきた先行業績の知見が大いに参考とされなければならない。

1、各国の状況①ー北米大陸ー

ここで取り扱われる対象国は、アメリカ合衆国とカナダ連邦である。比較法的な観点にとっての両国の特質は次の二点にある。第一に、両国とも大規模な連邦制国家である点である。この点が、単一国家である日本に軸足を置いた問題視角にとって、特に意識されなければならない。広大な国土の中での地理的・民族的・文化的多様性は、連邦制の構造の中で、多様な法動態を生み出すこととなる^{xi}。第二に、両国とも売買春を巡る法的規制の長い歴史的沿革を有しており、判例法理の蓄積も存在している点である。それ故、連邦法・州法の各次元で、性産業規制の国際比較の観点からする検討素材として、これら両国に対する検討は重要であると言えよう。

（1）アメリカ合衆国^{xii}

もともとアメリカでは植民地時代より売買春は広く行われており、それらは性産業として組織化され、売春宿の集まる「赤線地帯 red light districts」も存在していた。しかし、19世紀末～20世紀初頭にかけて、「白人女性が人さらいに会い、（国外に）売り払われる」というヒューマン・トラフィッキングの疑惑が「白人奴隷（ホワイต์・スレイヴリ）」という強烈

なキャッチコピーで以て語られたことにより、また、20世紀初頭の純潔的風潮の高まり（禁酒運動もそこに含まれる）により、売春は社会的害悪であり、社会秩序維持の為に取り締まられるべき対象、「パブリックニューサンス^{xiii}」として位置づけられることになった。性産業・売買春と法の関わりをめぐる長い沿革の中で、連邦法上の売春規制立法として従来より最も著名であるのが1910年の婦女人身売買禁止法 White Slave traffic Act、いわゆる「マン法^{xiv}」である。連邦法である同法の規制対象は州法の管轄領域とは重ならず、州際通商、国際通商、コロンビア特別区内に関して、故意に売春、放蕩 debauchery、その他不道徳な目的の為に女性または少女を移動させることを重罪とし、5000ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役または併科を科すと規定して禁止している（同法第2条）。とはいえ、1980年代中盤の立法動向紹介において、既に同法による起訴件数の減少が報告されている^{xv}。

他方、国家一州の権限分配の中で州のプレゼンスの方が大きいアメリカ合衆国において、性産業・売買春規制の実際に関して重要なのは、各州個別の州法レベルである。全体的状況を見てみると、1980年に売春行為それ自体を非犯罪化していたロードアイランド州が2009年に売春を違法化した現在において、過去から現在に至るまで一貫して、一定の要件の下で（管理）売春を合法としている州はネバダ州のみである。州法レベルでの実態・変遷を、国際比較の観点からみると、アメリカは性産業規制に関して比較的厳格な国と言えるかもしれない。1980年代半ばの段階においても、連邦全50州の内、46州で売春行為そのもの（＝単純売春）が禁止されており、45州で勧誘行為、9州で売春婦の徘徊がそれぞれ禁止されており（例えば、1980年に単純売春を非犯罪化したと言っても、ロードアイランド州法は売春婦の路上での勧誘を禁止していた）、周旋とひも行為は全州で処罰対象として規制されていたのである^{xvi}。ただし、ひとくちに「売春」と言っても、ハワイ州法では「性行為」のみならず「性交類似行為」をすることも「売春行為」に含まれているなど^{xvii}、規制枠組み自体の基底を為す「売春」の定義自体に州法ごとの差異がある点は、「アメリカ一般」という形で全体像を大掴みにする際にも留意すべきだろう。

連邦法と州法による二本立ての規制態様に加えて、重要な論点であるのが司法部による法解釈の動向である。この点に関しても州裁判所と連邦裁判所の二つの異なるレベルで見てゆく

必要があるが、いずれの裁判所レベルでも最も基本的な議論の枠組みは共通している。つまり、成人同士の合意によって行われる性行為に関して法が介入することが、プライバシー権の侵害を構成するか否か、という視点が、概ねいずれの裁判所でも司法判断の際に問題とされているのである。

まず、連邦法レベルでは、売春規制の合憲性を直接判断した裁判例は下級審レベルでのみ存在しており、連邦最高裁判例は存在しない。下級審レベルでの判断で重要なリーディングケースとされているのが、男性同性愛に関するエポック・メイキングな連邦最高裁判決として著名な、2003年のローレンス対テキサス事件連邦最高裁判決である^{xviii}。同判決は男性間の同性愛行為一つまり肛門性交、いわゆるソドミー行為一を刑事罰を以て規制するテキサス州法を、同法が多くで規制されていない行為を刑事罰を以て規制することでスティグマを付与するものであること、そうすることによる私的領域の侵害に十分な合理性があるとは言えないことを指摘し、違憲であると判断したものである^{xix}。ただし、同判決は、ホモセクシュアルの権利保障を一步先に進めたわけではあるが、しかし、次のように述べていることから、同判決を売買春規制の憲法適合性論議の参考とする際に特有の難点が生じている。

本件は未成年者に関わるものではない。本件は損害を受けたり強制を受けたりしている可能性のある者や、容易に同意を拒めない関係を持たされた者とも関わりがない。本件は公共の場での行為や売春と関わりがない。…本件は、お互いの完全な合意の下で、同性愛と言うライフスタイルの中でごくありふれた性行為を行った両成人に関わるものである。請求人らには私的な生活が尊重される資格があると主張する。…デュープロセス条項に基づく彼らの自由の権利は、政府の介入なく自分たちの行為を行う十分な権利を与えている。「政府が入ってはならない個人的な自由の領域があることは憲法の約束するところである」(Casey, supra, at 847, 120 L Ed 2d 674, 112 S Ct 2791.) テキサス州法は個人的で私的な個人の生活への介入を正当化する正当な州の利益を促進するものではない^{xx}。

同判決の行論は、成人の合意に基づく「私的な」性行為をプライバシー権保障の対象と位置付けているように読めるが、そもそもそれが成人一般の問題として論じているのか、ホモセク

シユアルの個別的問題として論じているのかは必ずしも明確ではない。更に、州法に対する違憲判断の核心が、問題となっている行為の「私的」性質にある点、しかも、判決文中で、「本件は…売春と関わりがない」旨が明示されている点に鑑みると、一見して、同判決によるプライバシー権保障の射程の中に売春は含まれないと読めそうである。実際、下級審レベルでは同判決に触れながら、売春規制を合憲と判断する傾向があるとされる^{xxi}。

さて、州裁判所レベルでは、イリノイ州の控訴裁判所^{xxii}で 1 件の、ハワイ州最高裁判所^{xxiii}での 2 件の先例があるが、いずれも売春規制を合憲としている。上記 Lawrence v. Texas 事件判決は、重要なリーディングケースとして機能している。いずれの裁判所の判断に共通しているのは、「売春はプライバシー権保障の領域に含まれない」という見方である。例えば、イリノイ州控訴裁判所は、州の売春規制が公の福祉を守ろうとするものであること、Lawrence v. Texas は指摘で非営利的な性行為のみを保護しているのであって、売春のような営利的性行為は保護していない旨判示している。ハワイ州最高裁判所の裁判例の場合、1983 年の State v. Mueller 事件判決は、Lawrence v. Texas 以前のものであるが、「自宅での売春行為」をプライバシー権保護の領域に含ませなかった。また、2007 年の State v. Romano 事件判決は、Lawrence v. Texas 事件に言及し、売春のような営利的性行為を憲法上保護される権利としては認めていないと述べている。

(2) カナダ連邦^{xxiv}

カナダはアメリカと同様に連邦制を採っているが、連邦の権限はより強力であり、連邦全体に適用される統一的な刑法典が制定されており、州裁判所を第一審とし、連邦最高裁判所を終審とする統一的な司法系統が存在している。この刑事司法制度によって性産業・売買春も規制を受けているが、刑法典自体は、売春それ自体を合法とし、「うろつき」や「勧誘」といった行為態様に関して規制するという方針を採っている^{xxv}。実際、浮浪者処罰法 Vagrancy Law、勧誘処罰法 Solicitation Law 等の立法による性産業規制の歴史は、1892 年にまで遡り、アメリカ同様、カナダでも、街頭における売春婦の徘徊や勧誘が公共の害悪として認識され、規制されてきたのである。

とはいえ、カナダにおける売買春の実態において、路上で行われるものは多くて全体の 2 割

程度であり、社会体害悪としての街娼という形態は決して主流ではない^{xxvi}。また、売春に関して発生する種々の犯罪に関しても、カナダ政府の統計によれば、2013 年（2066 件）には 2003 年（5688 件）の半分以上にまで減少している^{xxvii}。とは言え、CSW に対する深刻な身体的侵害を伴う犯罪事案もまた、報告されている^{xxviii}。

以上のように概観されるカナダの売買春・性産業規制であるが、近年において大きな変動が見て取れる。すなわち、2013 年 12 月 20 日にカナダ最高裁判所が下したベッドフォード事件判決^{xxix}と、それへの政治部門の対応としての 2014 年 11 月における「コミュニティと搾取被害者保護法 Protection of Communities and Exploited Persons Act^{xxx}」（PCEPA）の制定である。前者は、それまでのカナダ刑法典が規定し、規制していた、ある形式の売春関連行為について、それがカナダ憲法（権利と自由に関するカナダ憲章）に規定された「身体の安全」保障に反して違憲であると判断したものであり、後者は、CSW による「売春」行為自体を合法とする一方で「買春」を違法としたものであり、PCEPA の制定は、カナダの性産業規制が、後述の、いわゆるスウェーデン発の「北欧モデル」への指向を明示しているものと評し得る。それぞれに関し、簡単ではあるが、順を追って確認したい。

まず、上掲の「ベッドフォード事件判決」についてであるが、本件は、そもそも売春行為自体が禁止されていないという制度的前提が存在したところで、3 名の CSW が、オンタリオ州上級裁判所に対して、当時の刑法典第 210 条、第 212 条第 1 項 j 項、第 213 条第 1 項 c 号（何れもベッドフォード事件最高裁判決によって違憲とされたので、現在では全て旧条項となる）が憲章に違反するとして提訴した事件であった。それではこれらの刑法典の条項の何が問題とされたのか。まず旧第 210 条では、Bawdy-House^{xxxi}の経営が、次いで旧第 212 条第 1 項 j 号で売春の手引きが、そして旧第 213 条第 1 項 c 号が公の場所での勧誘や客引き行為を禁止していたが、これらが、安全な売春活動を不可能ならしめている点を、原告は問題とした。すなわち、これらの禁止規定の存在によって、売春婦は「路上で」「声をかけられた人についていく」という形でしか客を取れず、ボディガードを雇うこともできないので、本来合法であるはずの行為（＝売春行為それ自体）を行っている彼女らは、その合法行為の遂行に際して、刑法典によって、憲章第 7 条に規定された「身体の安全」を侵害されている、とするのである。同上級裁判所は原告の訴えを認め、何れの刑法規定

も違憲と判断したが^{xxxii}、引き続きオンタリオ州控訴裁判所は、客引き行為の規制に関してのみ、正当な規制として合憲と判断^{xxxiii}、一審の全面違憲判断が若干修正された。なおも連邦政府側は刑法典第 210 条、212 条第 1 項 j 号もまた合憲であると上訴、ベッドフォード側も第 213 条第 1 項 c 号、第 210 条の救済に関して反対上訴を行った。これに対するカナダ最高裁 2013 年ベッドフォード判決は、裁判官全員一致で、違憲と判断したのである。ベッドフォード判決において、最高裁は、刑法による一連の売春規制は、CSW が安全に売春に従事すること妨げる法的規制であるとする。Bawdy-House が刑法によって禁止されているということは、売春目的でのいかなる「場所 place」の占有も禁じられるということだが、このことによる CSW 側の不利益は様々であることが指摘されている^{xxxiv}。まず、この「場所」の意義は広汎であり、結果として合法的な売春は、顧客の家に CSW 自らが出向く形態のものしかなく^{xxxv}、また、この規制によって CSW に対する健康診断等の保健対策が提供され得ない。更に、ボディガードや運転手、受付事務員等の、売春行為を周辺でサポートする人員の雇い入れが出来ないことは、「場所」禁止により街娼形態を余儀なくされている CSW の身体の安全を一層脅かしていることが指摘されるのである。以上が、本判決による違憲判断の理由の中核をなしている。

ただし、カナダ最高裁 2013 年ベッドフォード判決は、違憲と判断された刑法典の条項の無効宣言を 1 年間中断するべきであると宣言した^{xxxvi}。つまり、1 年間という期限を切って、政治部門の対応を待ったのである。政治部門の対応は素早く、2014 年 3 月の司法省調査統計局の世論調査^{xxxvii}などを行った上で、同年 6 月には与党保守党による新法案が提出され、議論が開始された。そして、同法案は同年 11 月 6 日に裁可を受け、12 月 6 日に施行された。これが PCEPA である。PCEPA は、従来の刑法典が売春をニューサンスと位置付け、その防止を目的としていたのに対して、(売春が自由・合法の行為であるという前提のもとに) CSW の保護という目的をとりわけ強く打ち出している点に特徴がある。PCEPA による規制は、刑法改正の形で行われているが、具体的には①いかなる場所においても、売春を行い、またはその目的でコミュニケーションを行うこと(刑法第 286.1 条)が、②①を行うことで生まれた利益を得ること(刑法第 286.2 条)が、③性的サービスを目的とした広告を行うこと(刑法第 286.4 条)が、④性的サービスを目的とした周旋を行うこと(刑法第

286.3 条)が、禁止された。また、Bawdy-House 規制に関しても、その定義から「売春」目的を除外したことで、ベッドフォード判決への対応が為され、売春の手引きに関する規制に関しても基本的には廃止されたのである。

以上のような PCEPA によるカナダ性産業規制の転換は、論者から、性産業・売買春規制に関するいわゆる「北欧モデル」との類似性を指摘される。「北欧モデル」を構成する特徴は、「売春」ではなく「買春」を違法化するものであること、売春行為から利益を得る一定の行為類型(周旋等、CSW に寄生し搾取する行為)を禁止するものであることにあり、これらの規制の背景に、「売買春」そのものが女性への構造的な差別・抑圧体制の一断面であり、基本的には根絶されるべきものであるというコンセプトが存在するが故に、処罰されるべきは「売る側」ではなく「買う側」であるという方策が採られていること、が指摘されるが、このように北欧モデルを捉えた場合、PCEPA は、北欧モデルに「極めて近い」と評されているのである^{xxxviii}。後述の通り、例えばフランスにおいても見られる様に、性産業規制に関する比較法的潮流の中で、「北欧モデル」の有力性は明らかかなように考えられる。しかし、「北欧モデル」という国際的動向の中の一構成要素として、専ら表面的にカナダの動向を位置づけるだけではなく、カナダ性産業規制の構造転換が、「身体の安全」というカナダ憲法内在的な憲法的価値に根差した司法部と政治部門の対話の中から生まれたものであること、また、2014 年 3 月の司法省調査統計局の世論調査にも明らかかなように^{x1}、カナダ国民の法意識という、国民的基盤に根差したものである点の認識が重要である様に考えられる。

2、各国の状況②－欧州－

ここでは、欧州各国の性産業・売買春規制に関して、ドイツとフランスの両国に限定して、その法制度を概観することとしたい^{x1i}。売買春の「自由」を、法学的、とりわけ憲法学的見地から考える場合、ドイツを検討対象国として取り上げる意義は大きい。憲法学の人権論の領域では、ドイツ憲法の人権観特有の意義を、日本国憲法第 13 条の「個人の尊厳」とは異なる「人間の尊厳」に見出して論じることが一般的である。憲法思想の次元で日本とは異なる思想的・理論的背景の上に成り立つドイツの法制度について分析することは、「人間の尊厳」というコンセプトが、性の領域に関してどのような現代

的変容を遂げているのかという具体的関心と併せて一我が国の現状をよりよく理解し、今後の展望を考察するうえで有益であるはずである。また、フランスは近年において売買春規制の制度的大転換を迎えており、いわゆる「北欧モデル」の方向を明確に示している。この点、既に概観したカナダの場合と併せて、フランスの現状を検討することによって、性産業・売買春規制の国際潮流を読み解く上で大きな示唆が得られるものと考えられる。

(1) ドイツ連邦^{xlii}

ドイツでは、売春行為それ自体は非犯罪化されており、民事的領域においても、2001年成立・2002年施行の「売春婦の法律に關係の規律に関する法律」が「事前に合意した報酬に対する性的行為が行われた場合、この合意は法的に有効な債権を根拠づける」（第1条）と規定し、日本とは対照的なことに一売買春契約が合法的なものとされている。管理売春に関する規制論議に関しては2013年ごろから活発化し、2016年10月21日に「売春営業の規制ならび売春従事者の保護に関する法律」が成立し、2017年7月1日に施行された。同法律は、全てのCSWに対して医師による健康相談を受けたことの証明を前提とした届出義務を課し（第3条以下）、顧客とCSWの双方に対してコンドームの着用義務を課している（第32条）。これに対する罰則はCSWに対してではなく顧客に対して課されており、過料が規定されている（第33条）。つまり、管理売春に関しても、その存在自体を「公認」したうえで公衆衛生の観点から前面に出した国家統制によって「管理」しようとする傾向が顕著である訳であるが、このような文脈自体はドイツにおいては従来より存在するのである。西ドイツの時代から、単純売春と場所提供は規制されておらず、連邦刑法で搾取的周旋、学校その他若年者の出入りする公共の場での勧誘等が連邦刑法により規制されていたのであり、街娼行為のゾーニング規制^{xliii}が州法により為されるという、二本立ての形で性産業の公的管理が為されていたのである^{xliiv}。もっとも、周旋やひも行為のようなCSWに対する搾取行為の摘発は、CSWが捜査への協力に消極的であり、規制が形骸化しているという問題状況が存在していたと言われる^{xlv}。

さて、この問題領域に関するドイツ的特殊性をとりわけよく示しているのが、裁判動向とその沿革である。ドイツ憲法における人権論を特徴づける要素が「人間の尊厳 menschenwürde」

概念である^{xlvi}。この概念は、例えば「ドイツにおける支配的見解」は「人間の尊厳保障は優越する公益による制約を一切受け付けずと解し、ここに含まれる事柄は絶対的な保障を受けるとしてきた」といった形で説明されるが^{xlvii}、他方で、この問題領域に関して重要であるのは、この概念に関する次のような理解の仕方である。すなわち、人間の尊厳は「一定の実質的価値内容を指すものとして、権力のみならず「個人」による自己決定をも制約する役割を託される。そこでは、例えば妊娠中絶やひろく生命倫理にかかわることがらについて、「人間の尊厳」対「個人の自由決定」という対置の關係が表面化することとなる^{xlviii}。」私的領域においてであれ、人間存在の核心領域に関わる事柄への侵襲を伴う行為が問題となっている場合、当該個人の自己決定を制約する原理として「人間の尊厳」を理解する、我が国における有力なアプローチ^{xlix}は、「例えば妊娠中絶や広く生命倫理にかかわることがら」と並んで、性に関わる自己決定を考える際に極めて示唆的である。実際、ドイツの司法は、このような、自己決定の制限原理としての人間の尊厳観に立って、長らく性産業・性風俗営業に対する敵対的姿勢を鮮明にしてきた。まず、1976年の連邦通常裁判所判決は¹、交通事故によって負傷し、加害者に対して逸失利益の賠償を求めるCSWの訴えに対して、「売春に関する無価値判断は感情的に根拠づけられた『偏見』ではなく、社会的かつ憲法的な秩序に基礎をおくもの」であると指摘、「売春行為＝人間の尊厳侵害＝良俗違反^{li}」という判断枠組が打ち出された。この枠組みに従って、連邦通常裁判所は数多くの売春契約に一良俗違反であるとして一無効判決を下してきた。更に、1981年の連邦行政裁判所判決・通称「ピープショー判決」は^{lii}、更に明確な形で、個人の自己決定に対する制約原理としての人間の尊厳、すなわち、「自分自身からの尊厳保護」という原理を打ち出している。同判決は、「ピープショー」すなわち回転舞台上での踊り子のヌード・ダンスを、踊り子からは客の姿を窺うことの出来ない小窓を介して客に観覧させるという営業形態に対して行政庁が下した営業不許可処分が争われた事案であるが、同判決では、①「ピープショーは鑑賞される女性の尊厳を侵害する」ものであり、良俗違反を理由とする営業不許可処分は妥当である②ピープショーでは出演する女性に尊厳無き客体としての役割が与えられている③この人間の尊厳侵害は、ピープショーに出演している女性が自発的に行っていることによって除去される、あるいは正当化され

るというものではない。人間の尊厳は客観的で処分不能の価値である、と判示した。同判決は性産業領域に関するその後の司法動向を強く規定し、「トップレスでの泥んこプロレス興行」「テレフォンセックス営業」が、それぞれ、女性を客体化し、内密領域を商品化するものに他ならないとして良俗違反認定されており、更には、カップルが自発的に施設内で全裸あるいは半裸でダンスをしたり、食事をしたりできる「カップルクラブ」営業までが、人間の尊厳侵害を理由として、営業不許可処分を正当化されている。従って、従来のドイツの司法は、そもそも性的な事柄を業として行うこと自体が良俗違反であり、CSW の同意などといった事柄は最早問題ではないという傾向が濃厚であった^{liii}。もっとも、近年では、2000年のベルリン行政裁判所判決が^{liiv}、売春あっせんを理由とする飲食店の営業許可剥奪に関して、売春行為が人間の尊厳を侵害すると言う理解を採らず、売春行為が良俗違反であるという理解そのものを否定したことが強調されている^{liv}。

(2) フランス共和国

従来、フランスは、売春の法的統制に関しては、ナポレオン統治下以来^{livi}、「規制主義の母国」として、公娼制度のプレゼンスが強力な国であった^{liivii}。第二次世界大戦終結直後、フランスの規制主義—寧ろ直截に「公娼制度」と呼んだ方が適切かもしれない—は、国内的にも国際的にも大きな批判を受けたが、当局は規制主義から廃止主義への転換には非常に消極的であった。フランスは1946年4月13日法律^{liiii}で公娼制度を廃止しながら、1946年4月24日法律による売春婦登録制度を採用するというちぐはぐな動きを見せたが、当局のこのような対応は国連からの非難を受けた。更に、この売春婦登録制度の存在故に、また、海外県とりわけアルジェリアでの公娼制度の維持の必要故に、フランスは1949年の人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約を批准しなかったのである。つまり、従来におけるフランスの売春規制は、売春は社会の必要悪であるから、その存在を飽くまでも公認すること、そして公衆衛生の観点から飽くまでも強力な国家統制の下で管理すること、この二つの観点に強力に貫かれていたと言って良い^{lix}。

しかし、近年のフランスでは、建前上の廃止主義を名実相伴った廃止主義へと転換しようとする動向が顕著である。上述の第二次世界大戦後の立法動向の中で、法規制の対象とされてこ

なかった（管理売春ではない）単純売春＝売春行為それ自体に関しても、2003年から刑法典による幾らかの規制を受けている^{lx}。更に、近年の立法動向中最重要であるのは、「売買春システムに対する闘いを強化し、売春させられた人を支えるための」2016年4月13日法律第444号である^{lxi}。同法律は、CSWに対する制裁としての客引き行為の犯罪化が廃止された（第15条）一方で、「買春」行為を処罰対象としたこと（第20条）が最大の要点である。刑法典の新611-1条は、対価を以て性的関係を持つこと、または対価を与える約束を以て性的関係を持つことを第5級の違警罪としているが、2016年4月13日法律では、罰金1500ユーロ、累犯に対する3750ユーロへの加重というサンクションが規定されている。更に、売春を止めること誓約した外国人に対して6か月の一時的滞在許可、公的経済支援の貸与、売春に替わる生計の途へのアクセスのためのプログラムの提供が規定されており（第5条）、買春処罰主義と鮮烈なコントラストを呈している。本法が売買春自体を社会的悪と位置付ける「廃止主義」の基本的立場を採り、CSWを売買春システムの中での「被害者」と位置付け、「被害者支援」というアプローチを「廃止主義」の目標達成の為に採用していることは明白である。比較法的モデルとしては、いわゆる「北欧モデル」を指向するものであることが明らかである^{lxii}。

このような立法動向の背景には如何なるものがあるのだろうか。例えば、「売買春」に関して、専ら「売春」を問題とし「買春」について不問に付してきた従来の議論文脈の転換については、2000年代以降のフランスにおけるフェミニズムの台頭、その中での現場指向型のアプローチの台頭が与って力があつたことが指摘されている^{lxiii}。アカデミズムの次元でのこの様な動向が、同法にとってどこまで規定的な立法背景であったか、この点に関する判定は微妙なものとなるであろうが、他方で、世論の次元では、既に1978年の世論調査で、売春活動の非犯罪化に対する肯定論は強力であったと言う

（71%が売春の禁止に反対、50%が売春宿の非犯罪化に賛成）^{lxiv}。女男平等・差別対策担当国務長官 *secrétaire d'État à l'Égalité entre les femmes et les hommes et à la lutte contre les discriminations*^{lxv}のHPは、「売買春システムに対する闘いと、売春させられた人への寄り添い *Lutte contre le système prostitutionnel et accompagnement des personnes prostituées*」と題して、同法の背景事情を明快に説明している^{lxvi}。曰く、同法律

の6つのキーポイント Les 6 points clés は「客引き行為の非犯罪化 Abrogation de délit de racolage」「顧客の有責化 Responsabilisation des clients」「売春従事者を保護し、寄り添うための措置 Mesures de protection et de l'accompagnement」「防止及び啓発のための取組み Action de prévention et de sensibilisation」「6か月の一時的滞在許可（および労働の権利） Autorisation provisoire de séjour de six mois（et droit de travail）」「各省庁における新たな手続の創設 instauration d'une nouvelle instance présente dans les départements」である。以上のようなキーワードによって方向づけられている同法は、売買春現象 le phénomène prostitutionnel をその全体像の中で考慮するものであり、CSW からの搾取との闘いを強化し、売買春被害者への支援を改善し、売買春に関する関心を変化させ、売買春における顧客の有責化を行うものであるとされる。そして、同法の背景には、フランスでは約3万人が売春を行っており、その内85%が女性であり、しかも93%が外国人であるという事情があると指摘されている。つまり、「売買春システム」は、ジェンダーおよびエスニシティの観点から見た際に、極めて不均衡的な、歪んだ構造を有していることが明らかにされているのである。また、CSW の内51%が、直近12か月以内の売春行為の中で身体的暴力を受けており、64%が侮辱、スティグマの付与といった精神的暴力を受けている。更に、CSW の内38%が強姦された経験を有しており、このパーセンテージは、総人口中の女性人口の中での6.8%であると言う。売買春システムの「不均衡性」は、2011年の国民議会法務委員会報告書中でも触れられており（顧客はほぼ100%が男性である^{lxvii}）、「身体的非財産性」がフランス法の公序であることも強調されている^{lxviii}。そうである以上、立法動向は、高い確率で有形無形の暴力を伴う売買春を「労働」として捉えることはできないし、社会的悪に他ならない売買春「システム」の解体に向けての具体的アプローチとして、不均衡構造の中での加害主体である男性の側へのサンクショナーつまり「買春」処罰主義一が選り取られることとなるのである。

3、小括

以上の米加独仏4カ国の法動向に関する素描を通じて、若干の一般的考察を行うことで、小括を行うこととしたい。

まず、少なくとも主要4カ国の比較からは、「買春規制」の動向を指摘してよいと思われる。カナダとフランスにおいて示されている「北欧モデル」への指向性は、「売買春の一般的規制」ではなく、「買春処罰主義」を明快に示している。もっとも、このような「買春処罰主義」は、「売春」を労働として積極的に位置づけるセックスワーク論に基づくものではない点に注意が必要である。本稿では検討対象とすることが出来なかったが、ベルギーやオランダにおける現在の法規制は、「規制主義」のように売買春を社会的「必要悪」とすら見ず、通常の商業活動として完全に合法化、規制は専ら弊害を防止するための例外的なものとして位置づける「新規制主義」を採っており^{lxix}、これは明らかに理論的背景としてセックスワーク論を持つものと言えよう。もっとも、新規制主義は依然としてラディカルな一類型に留まっており^{lxx}、比較法的モデルとしての影響力は限定的である。従って、確かに性産業・売買春規制の態様は国により多様であるが、しかし、比較法的モデルとしてはスウェーデン発の「北欧モデル」の重要性が、そして、性産業・売買春規制の主要な三類型の内、「廃止主義」が、今日特に注目すべき国際的一潮流を形成していることと見ることに大過はないと考えてよいだろう^{lxxi}。

比較法的な観点から見た際のこのような国際的動向は、日本におけるCSWの現状と「性産業に従事する事業者の実態調査と受検勸奨」という公衆衛生（感染症予防）という観点との視線の往復の中で、現状と展望を総合的に考察する際にも示唆的である。そして、比較法的示唆は、諸外国の法制度の背景事情（理論・思想や歴史的文脈・経緯）にまで目配りするとき、より深い形でもたらされることとなるであろう。

我が国の将来的展望のなかで、公衆衛生という法政策論的見地から論じていく際、（成人同士の）売買春を当事者間の個人的問題と割り切って考える自己決定論はいかにも馴染みにくい。「受検勸奨」という本研究の基本的視角自体、本来自己決定に留保されている領域への過剰な公的介入として（少なくとも原理的には）否定的評価の対象たり得る。この問題、すなわち売買春規制を「自己決定」の問題領域で捉えるべきか否かと言う問題に関して、本稿で検討したアメリカにおける現状と動向は極めて示唆的であろう。純粹に親密圏内の問題に限局されている性愛が、金銭授受という経済的原理を介在させる営為へと転移されるとき、事柄は公共圏の問題として定位され得る。売買春に関する問題をプライバシー権の対象から除外するアメリカ

カ判例法理が示す、このようなコンセプトは、公衆衛生的なものに限らず、およそこの領域における公的介入一般に関して少なからぬ親和性を示すであろう。

他方、「ピープショー判決」以来のドイツ司法が示してきた一連の「人間の尊厳」理解は、確かに相対化をうけ、また、日本国憲法の「個人の尊厳」概念とは確かに異質の性格を持つと言いつても、しかし、我が国の現況にとって無関係とは言えず、むしろ批判的な形で示唆を与えるものと言えよう。例えば、我が国の識者において見られる「売春も合法とするのか、性交類似行為も禁止するのか、選択肢は2つ」しかなく、前者を否定する言説^{lxxii}、「性交のみならずおよそ性を売買すること自体をも売春法制による禁止の対象として拡大し、可能態としての売春をも含みえた『異性接触』役務の概念すなわち性交類似行為サービスを一切禁止する」というオプションの提示^{lxxiii}は、「個人の自己決定権は、その人権を行使しうる状況、能力があることを前提にし、「女性の自己決定権」の前提に懐疑的な立場^{lxxiv}」に規定されていると思われる。そして、このような立場選択の根底に置かれた自由観一人権観が、「自分自身からの尊厳保護」としての「人間の尊厳」観—「身体的非財産性（＝身体の不可処分性）」という、ドイツのみならずフランスにおいても共有される普遍的価値観と親和的である可能性がある。このような見解は、それが性売買の存在を一定程度認めるという前提を有するが故に、受検勸奨・公衆衛生政策一般が属する規制主義の立法政策論とは親和性が低いであろう。

さて、我が国の立法政策を論じる上で、専ら実践的視角から見た際に優れて示唆的であるのは、次のような事柄である。すなわち、性産業を対象とする様々な側面での公的介入一般が有する問題として、CSW「保護」のための施策が、逆説的ではあるが、かえって問題を不可視化させてしまう—CSWの安全を向上させるべき取締り厳格化が、性の取引自体をアンダーグラウンド化させてしまう—というジレンマが指摘されているのである^{lxxv}。「買春」規制を掲げる北欧モデル自体、「売買春」当事者である「売春」者＝CSWからは、必ずしも歓迎されていないという問題状況も存在する^{lxxvi}。また、性産業に対する規制強化が、実際には移民規制の隠れ蓑となっているのではないかという指摘も、無視できない重みを有している^{lxxvii}。

我が国における性産業・売買春規制の展望を考察する上での、問題の本質は、性産業に対する国家の基本的態度としての規制主義の論理自

体に内在していると言えよう。終戦直後の我が国における風営法制定過程の内務省事務次官会議で明らかに示されたように、規制主義の背景思想としての「売買春＝必要悪」という発想は、かような必要悪を「公認＝管理」することで、「性病の予防」と「良家の子女の保護」「街頭の風俗の保護」につながるという発想と並置されていたと言える^{lxxviii}。これは社会的弱者であり、しかも性的逸脱者のスティグマを付与されたCSWの犠牲において、社会的強者の側の利益を守るという点で倫理的難問を含んでいるであろうし、CSWの「人間の尊厳」保護という極（＝廃止主義）からも、CSWの「エイジェンシー」保護という極（＝新規規制主義、セックスワーク論）からも、正当化困難である^{lxxix}。このような批判的理解は、規制主義を論理上の前提とする「公衆衛生」という営為に対しても、内省を迫るものとして理解できるのである。いずれにせよ、受検勸奨をはじめとして、我が国における性産業への公衆衛生政策が、他国の制度・理論・背景状況を参考とする開かれた視線の下、CSW等の利害当事者の広いコンセンサスを得ながら展開されることは、一般的に望ましい方向性であろう。

ⁱ なお、既に本研究（「HIV 検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究」）の一環として為された研究成果である、菅原真「日本における性産業・性風俗・CSW (Commercial Sex Worker) に関する法律について」は、本稿と同一主題に関する我が国の国内的法規制事情に関する集中的検討であり、主題に関する用語法・定式化等、本稿における研究は、この先行研究の上にはじめて成り立つものである。

ⁱⁱ 本稿は関心と分析の中心を飽くまでも法的・制度的領域に置くが、分析枠組みの設定をはじめ、随所でこれらの隣接諸領域における先行研究成果に示唆されたものである。

ⁱⁱⁱ 同教授らのグループによる科学研究費助成事業（基盤研究（C）・課題番号 2453017）と、それに基づく研究成果刊行物である、陶久利彦編著『性風俗と法秩序』（尚学社、2017年）。

^{iv} これに関して、青山薫「グローバル化とセックスワーカー深化するリスク・拡大する運動」社会学評論第 65 巻第 2 号（2014 年）224～227 頁。

^v 例えば、キャロライン・ノーマ「オーストラリアにおける売買春をめぐる議論とその歴史」同志社大学グローバル・スタディーズ研究科・連続セミナー「グローバル・ジャスティス」第 42 回講演会（2014 年 5 月 8 日・於同志社大学烏丸キャンパス）・講演記録（文責；對馬果莉）なお、このように指摘するノーマ氏自身は、セックスワーク論の立場とは対照的な、売買春廃止主義の論客である。

https://global-studies.doshisha.ac.jp/attach/page/GLOBAL_STUDIES-PAGE-JA-144/121973/file/global-justice-42.pdf#search=%27E3%82%B0%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%90%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%82%B9%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%B9+%E7%AC%AC42%E5%9B%9E%27

^{vi} 長谷部恭男『憲法（第 7 版）』（新生社、2018 年）149 頁。

^{vii} 上村貞美『性的自由と法』（成文堂、2004 年）276 頁、また、Daniel Borrillo, *Le droit des sexualités*, PUF, 2009, pp.142 et s. に依拠する形で、斉藤笑美子「フランスの買春処罰法をめぐる論争」坂口正二郎・江島晶子・只野雅人・今野健一編『憲法思想と発展—浦田一郎先生古希記念—』（信山社、2017 年）226 頁。

^{viii} その様な中で、上村・同上書の「第五章 売春」（263～309 頁）は、法律学者（憲法学者）

によって行われた、幅広い目配りの下での国際比較としては、数少ない先行業績の一つであると言える。

^{ix} とりわけ風営法に関する解説やコンメンタール（逐条解説書）の類は「警察関係者による文献が圧倒的に多い」のであり（菅原・前掲報告書 1 頁）、性産業をめぐるこのような言説状況は、女性のエイジェンシーを重視するセックスワーク論の見地からすれば、「管理」の論理一辺倒として批判の対象となるだろう。

^x もっとも、両国とも北米大陸の広大な連邦制国家であるからと言って、その連邦制の実体は同様ではない。連邦制である以上、当然のこととして、両国とも連邦と州の権限分配は重大な憲法的関心事であり、じっさい、憲法において基本的な権限分配が規定されている。しかし、例えば、連邦と州の権限配分に関して、アメリカや、カナダと同じイギリス連邦加盟国であるオーストラリアの場合、憲法に明記されている残余の権限は州に属すること、他方で、カナダの場合、連邦に属すること、というのがそれぞれの連邦制の原理となっている。英領北アメリカ法 the British North American Act によるカナダ連邦の成立は 1867 年のことであり、ちょうどアメリカの南北戦争と時期的に重なっている。刑法典の制定を州議会でなく連邦議会に委ねたり、州の上級裁判官の任命権を総督に与えたりするカナダの「強い連邦」指向は、隣国の状況から刺激を受けた分離主義の忌避の頭れとして理解されている。以上の点に関し、参照、松井茂記「カナダ」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第 4 版）』（三省堂、2017 年）101～102 頁。また、山崎由希子・Jean-François Tremblay・石田三成「カナダにおける国と地方の役割分担」財務総合政策研究所編『「主要諸外国における国と地方の財務役割の状況」報告書』136 頁以下。

^{xi} 以下、アメリカ合衆国における性産業・売買春規制に関する本稿の行論は、大林啓吾「買春規制と自己決定—アメリカにおける買春規制の理由」陶久編・前掲書 132～149 頁に多く依拠するものである。

^{xii} パブリックニューサンスとは、公共一般に共通の権利に対する不当な侵害として定義づけられ、軽罪として刑事訴追の対象となる。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991 年）683 頁、高柳ら・末延三次編『英米法事件』（有斐閣、1952 年）389 頁。

^{xiii} 法案提出者である下院議員マン James Robert Mann の名に由来する。

^{xiv} 松浦恂「欧米諸国の売春規制と取締りの実

情」『判例タイムズ』第571号(1986年)11頁。

^{xv} 同上。

^{xvi} HRS712-1200. ハワイ州法 Hawaii Revised Statutes の第37編(ハワイ刑法典 Hawaii Penal Code) の第712-1200条は「(1) A person commits the offense of prostitution if the person:—(a) Engages in, or agrees or offers to engage in, sexual conduct with another person in return for a fee; or—(b) Pays, agrees to pay, or offers to pay a fee to another to engage in sexual conduct.—(2) As used in this section:—“Minor” means a person who is less than eighteen years of age.—“Sexual conduct” means “sexual penetration”, —“deviate sexual intercourse”, or “sexual contact”, as those terms are defined in [section 707-700](#), or “sodomasochistic abuse” as defined in [section 707-752](#) .」と規定しており、「性的行為 sexual conduct」の定義は狭義の性交を意味する「性的挿入行為 sexual penetration」以外にも大きな幅を持ったものとなっている。

^{xvii} Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558(2003).

^{xviii} なお、同判決に関する研究として、上田宏和「アメリカ憲法学における「自己決定権」の範囲—Lawrence v. Texas を契機として」『創価大学大学院紀要』第35巻(2013年)63-83頁、阿部純子「プライバシー理論の新展開—Lawrence v. Texas における liberty 概念を中心として」『中央大学大学院研究年報』第37号(2007年)27-48頁等。

^{xix} *supra* note 17. at 578.

^{xx} 大林・前掲論文146頁。

^{xxi} People v. Williams, 349 Ill.App.3d 273(2004).

^{xxii} State v. Mueller, 66 Haw.616(1983).;

State v. Romano, 114 Haw. 1(2007).

^{xxiii} 以下の行論に関しては、手塚崇聡「カナダにおける売春規制の歴史と現状」『臨床政治研究』第4号(2012年)21-34頁、「売春規制における「メイド・イン・カナダ」モデルと憲法上の問題—2013年ベッドフォード事件最高裁判所判決とその後の展開」陶久・前掲書107-131頁に多く依拠している。

^{xxiv} *Criminal Code*, RSC 1985, c C-46.

^{xxv} Perrin, Benjamin, *Oldest Profession or Oldest Oppression? : Addressing Prostitution after the Supreme Court of Canada Decision in Canada v. Bedford*

(2014),

<<http://ssrn.com/abstract=2387042>>.

^{xxii} Statistics Canada, Canada at a Glance 2015, <<http://www.statcan.gc.ca/pub/12-581-x2015000-eng.pdf>>

^{xxvii} Kate Shannon, *Prevalence and structural correlates of gender based violence among a prospective cohort of female sex workers*, <<http://www.bmj.com/content/339/bmj.b2939>>

^{xxviii} Canada(AG) v. Bedford, [2013] 3 S.C.R. 1101. 本判決に関する日加の比較憲法的考察として、松井茂記「売春行為と憲法」阪本昌成先生古希記念論文集『自由の法理』(成文堂、2015年)969-1009頁。

^{xxix} S. C. 2014, c.25.

^{xxx} その定義は「売春またはわいせつな行為を行う目的で、(a) 保有もしくは占拠され、(b) 1人以上の者が集まる場所のことをいう。」と定義づけられており、「売春宿」とは異なる概念として、手塚はこれを「みだらな家」と訳出する。手塚・前掲論文110頁。

^{xxxi} Bedford v. Canada, (2010)O.N.S.C.4264.

^{xxxii} Canada(Attorney General) v. Bedford, (2012) O.N.C.A.186.

^{xxxiii} *supra* note 29 at paras. 61-67.

^{xxxiv} 現在の日本での、いわゆる「デリヘル(デリバリー・ヘルス)」に近似した態様の業態であろう。いわゆる売春宿で営まれる業態と比較した際、このような業態がCSW側にとっての具体的な危険性を伏在させている蓋然性の高さは明らかであろう。

^{xxxv} *supra* note 29 at paras. 164-169.

^{xxxvi} Department of Justice, Online Public Consultation on Prostitution-Related Offences in Canada-Final Results (2014), <[Http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/rr14_09/pl.html](http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/rr14_09/pl.html)>

^{xxxvii} 手塚・前掲論文126頁。

^{xxxviii} 他方で、学校周辺等、公共空間での性的コミュニケーション(勧誘行為)を規制している点などが、女性の搾取からの保護という北欧モデルの規制目的に、コミュニティ=公的秩序の保護という規制目的を接ぎ木しているとも指摘される。同上同頁。

^{xxxix} 上述の世論調査では売春の犯罪化に対しては賛成34%、反対66%であったのに対し、買春の犯罪化に対しては賛成56%、反対44%と言う結果が出ている。

^{xl} 国際比較という観点から恐らく極めて重要と思われる「北欧モデル」の母国であるスウェー

デンの性産業規制法制に関してここで検討を行わない理由は、直接的には筆者の能力に関係している。しかし、北欧モデルが比較法的に重要であるのであれば、それだけ同モデルに関する検討は、本稿のように複数国を並列的且つ平板に論じる検討の中でではなく、独立した論稿で集中的に論じる必要性こそが指摘できるはずである。

^{xli} 以下の行論に関しては、判例及び立法動向に関する紹介も含め、執筆者の能力との関係で、専ら、玉蟲由樹「性風俗営業と人間の尊厳」陶久編・前掲書 82～106 頁に拠る。

^{xlii} つまり、公然たる「飾り窓」は、州当局のゾーニングによる「赤線地帯」においてその営業が公認＝管理されているのである。

^{xliii} 松浦・前掲論文 12 頁。

^{xliv} 同上。

^{xlv} 同概念に関しては、例えば根森健「人間の尊厳の具体化としての人格権—人格権研究序説—」小林孝輔編『ドイツ公法の理論—その今日的意義』（一粒社、1992 年）297～316 頁。

^l 玉蟲・前掲論文 82 頁。

^{li} 樋口陽一『憲法（第 3 版）』（創文社、2008 年）44 頁。

^{lii} 例えば、ホセ・ヨンパルト「人間の尊厳と個人の尊重」星野英一・田中成明編『法哲学と実定法学の対話』（有斐閣、1989 年）62 頁等。

^{lix} BGH, NJW 1976, 1883(1885).

^l 玉蟲・前掲論文 85 頁。

^{li} BVerwGE 64, 274.

^{lii} 玉蟲・前掲論文 92～93 頁。

^{liii} VG Berlin, NJW 2001, 983.

^{liv} 玉蟲・前掲論文 95 頁以下。

^{lv} 齊藤・前掲論文 226 頁。フランスにおける売春・性産業規制の法制史的検討に関しては、上村・前掲書 268～270 頁に詳しい。

^{lvi} 上村・前掲書 294 頁。

^{lvii} Loi n°46-685 du 13 avr. 1946 tendant à la fermeture des maisons de tolérance et au renforcement de la lute contre le proxénétisme

^{lviii} もっとも、1946 年 4 月 13 日法律を以て、フランスは「規制主義国」から「廃止主義国」へと転換した、との理解が提示されている。C. Bugnon, L'encadrement de la prostitution par le droit, reflet d'un ordre juridique insaisissable, G. Delmas, S.-M. Maffesoli et S. Robbe (dir.), *Le traitement juridique du sexe*, Presses Universitaires de Sceaux, 2009, p. 143.

^{lix} 例えば、公道での客引き行為（刑法典旧第 225-10-1 条）、あっせん・ひも行為（刑法典第 225-5 条）、未成年者、脆弱性を有する相手からの買春行為（刑法典第 225-12-1 条）が犯罪化されている。

^{lx} LOI n° 2016-444 du 13 avril 2016 visant à renforcer la lutte contre le système prostitutionnel et à accompagner les personnes prostituées, *JORF* n° 0088 du 14 avril 2016, texte n° 1.

^{lxi} 齊藤・前掲論文 227 頁。

^{lxii} 齊藤・前掲論文 228 頁、L. Starck, *Néo-féminisme et Prostitution*, N. Deffains et Bruno Py (dir.), *Le sexe et la norme*, Press universitaires de Nancy, 2011, pp. 397 et s.

^{lxiii} 松浦・前掲論文 12 頁。

^{lxiv} フランスにおける「大臣」は「国务大臣」「各省大臣」「国务長官（副大臣・大臣補佐）」という地位階層がある。secrétaire d'État は「副大臣」「大臣補佐」と訳される場合もあるが、全ての省庁・大臣に置かれるわけではなく、大臣の指揮の下、大臣の補佐をすることも、大臣と同じ職務を行使することもある。自己の権限に関する事柄については閣議に出席することもでき、2017 年 5 月以来、2019 年 11 月現在、secrétaire d'État à l'Égalité entre les femmes et les hommes et à la lutte contre les discriminations は、首相直属のポストであり、マクロン政権が同領域に重要性を置いていることが分かる（女性権利に関する省庁・大臣ポストがそもそも置かれていなかったシラク政権・サルコジ政権とは対照的である）。なお、参照、滝沢正『フランス法（第 5 版）』（三省堂、2018 年）133 頁。

^{lxv} secrétariat d'État à l'Égalité entre les femmes et les hommes et à la lutte contre les discriminations, «Lutte contre le système prostitutionnel et accompagnement des personnes prostituées», <https://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr/dossiers/lutte-contre-les-violences/lutte-contre-le-systeme-prostitutionnel-et-accompagnement-des-personnes-prostituees/>

^l Assemblée Nationale, *Rapport d'information*, n° 3334, p. 209.

^{lxvii} *Ibid.*, p. 201.

^{lxviii} 齊藤・前掲論文 226 頁。

^{lxix} ちなみに、これら欧州各国に先立ち、オーストリアのヴィクトリア州が 1994 年に売買春

を合法化しており、この動向が90年代に他の州にも波及、2000年代以降も基本的動向は変わっていないとのことである。キャロライン・ノーマ、前掲論文2頁。

^{lxx} なお、スウェーデンに端を発する「北欧モデル」に関して、中里見博「性売買規制法の国際的動向－北欧モデルの可能性」大島和夫ほか編『民主主義法学と研究者の使命 広渡清吾先生古希記念論文集』（日本評論社、2015年）。

^{lxxi} 角田由紀子『性と法律－変わったこと、変えたいこと』（岩波書店、2013年）253頁。

^{lxxii} 岩切・前掲論文47頁。

^{lxxiii} 菅原・前掲報告書14頁。

^{lxxiv} 大野聖良「人身取引研究の展開と課題－受け入れ国日本における人身取引研究のために－」『ジェンダー研究』第13号（2010年）30頁。また青山・前掲論文226～227頁も参照。

青山は、売春を業として選択し（あるいは選択せざるをえなかった）「移住セックスワーカー」は「あらかじめの不法性ゆえに人目を避けなければなら」ず「公共のシステムにも援助を求めることはできず、リスクは高まるのである。」（231頁；傍点は原文）とも指摘する。

^{lxxv} 「フランスで実施された買春禁止法の目的は移民の増加に対する治安強化。性労働に従事する女性の保護というものはあくまで建

前！？」<https://www.kk->

[bestsellers.com/articles/-/4735](https://www.kk-best sellers.com/articles/-/4735)（最終閲覧日2019年11月26日）

同様の指摘として、大野・前掲論文40頁。

^{lxxvi} フランスにおける事例を挙げれば、2016年4月13日法律に関しては、既に法案段階からCSW、CSWの労組による異議申立てが相次いでいたことをBBCが報じている。

<https://www.bbc.com/japanese/35983920>

（最終閲覧日2019年11月26日）

^{lxxvii} 岩切・前掲論文26頁。

^{lxxviii} したがって、この両極の何れかに対する選択を迫る菅原・前掲報告書の結論（14頁）について、その実践可能性については格別、理論的妥当性に関しては本稿も概ね賛同するものである。

性産業・売買春規制に関する外国法研究資料

1、総論（法学分野）

①松浦恂「欧米諸国の売春規制と取締りの実情」『判例タイムズ』第571号（1986年）11～13頁

②上村貞美『性的自由と法 香川大学法学会叢書2』（成文堂、2004年）※同書中、特に第五章「売春」263～306頁

③陶久利彦編著『性風俗と法秩序』（尚学社、2017年）

2、総論（非法学分野）

①大野聖良「人身取引研究の展開と課題－受け入れ国日本における人身取引研究のために－」『ジェンダー研究』第13号（2010年）29～43頁

②青山薫「グローバル化とセックスワーカー深化するリスク・拡大する運動－」『社会学評論』第65巻（2014年）224～238頁

3、各論（アメリカ）

①阿部純子「プライバシー理論の新展開－Lawrence v. Texasにおけるliberty概念を中心として」『中央大学大学院研究年報』第37号（2007年）27～48頁

②大林啓悟「売春規制と自己決定－アメリカにおける売春規制の理由」陶久編・前掲書132～157頁

③上田宏和「アメリカ憲法学における「自己決定権」の範囲－Lawrence v. Texasを契機として」『創価大学大学院紀要』第35巻（2013年）63～83頁

4、各論（カナダ）

①松井茂記「売春行為と憲法」『阪本昌成先生古希記念論文書 自由の法理』（成文堂、2015年）969～1009頁

②手塚崇聡「売春規制における「メイド・イン・カナダ」モデルと憲法上の問題－2013年ベッドフォード事件最高裁判所判決とその後の展開」陶久編・前掲書107～131頁

③Perrin, Benjamin, *Oldest Profession or Oldest Oppression? : Addressing Prostitution after the Supreme Court of Canada Decision in Canada v. Bedford* (2014), <<http://ssrn.com/abstract=2387042>>.

④Kate Shannon, *Prevalence and structural correlates of gender based violence among a prospective cohort of female sex workers*, <<http://www.bmj.com/content/339/bmj.b2939>>

5、各論（ドイツ）

①根森健「人間の尊厳の具体化としての人格権－人格権研究序説－」小林孝輔編『ドイツ公法の理論－その今日的意義』（一粒社、1992年）297～316頁

②玉蟲由樹「性風俗営業と人間の尊厳」陶久編
・前掲書 83～106 頁

6、各論（フランス）

① Guillaume. Delmas, Sarah.-Marie. Maffesoli et Sébastien. Robbe (dir.), *Le Traitement juridique du sexe*, Presses Universitaires de Sceaux, L' Harmattan, 2009.

②Danielle Borillo, *Le droit des sexualités*, PUF, 2009.

③Nathalie. Deffains et Bruno Py (dir.), *Le sexe et la norme*, Press universitaires de Nancy, 2011

④齊藤笑美子「フランスの買春処罰法をめぐる論争」阪口正二郎・江島晶子・只野雅人・今野健一『憲法思想と発展－浦田一郎先生古希記念』（信山社、2017年）225～239頁

7、その他（各論に挙げた以外の各国）

①中里見博「性売買規制法の国際的動向－北欧モデルの可能性」大島和夫ほか編『民主主義法学と研究者の使命 広渡清吾先生古希記念論文集』（日本評論社、2015年）

②キャロライン・ノーマ「オーストラリアにおける売買春をめぐる議論とその歴史」同志社大学グローバル・スタディーズ研究科・連続セミナー「グローバル・ジャスティス」第42回講演会（2014年5月8日・於同志社大学烏丸キャンパス）・講演記録（文責；對馬果莉）

https://globalstudies.doshisha.ac.jp/attach/page/GLOBAL_STUDIES-PAGE-JA-144/121973/file/global-justice-42.pdf#search=%27%E3%82%B0%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%90%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%82%B9%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%B9+%E7%AC%AC42%E5%9B%9E%27

D. 考察

1. 性産業に従事する CSW・事業主へのインタビュー・アンケート

1) 性産業の現状

今回調査を行った対象者は、研究協力者が行った業務手技の講習会を受講する者が大半であり、人妻系といわれるデリバリーヘルスに勤務する者が多くいた可能性が高く、18-72歳までの幅があり、現代の性産業の現実が見える研究であった。また、CSWの業務に前向きにテクニックを高めようとする集団で会ったため、是非、性感染症についても学びを深めていきたい集団であった。

CSW以外に55.17%は仕事を持っており、パート・アルバイト全体の20.7%、次ぐものは主婦12.7%、常勤雇用8.0%であり、Wワークをしている者が半数を超えていた。生活費・借金・子どもの学費のために働くCSWも多く、調査中に家族にも言わずに働き夕方には食事の準備に帰る姿が見られ、勤務時間が平均7.6時間であることから健康を保つための休息の時間はあるのか、更なる分析が必要と思われる。

2) 性的サービスの現状

実際の性的実施サービスには、コンドームなしでの膣性交3.4%・肛門性交2.3%・フェラチオ89.5%・口腔内への射精24.8%、素股82.5%等の行為を経験しており、性感染症の感染確率は高いと考えられる。

対象客の年齢層は40-50歳代が多く、梅毒の年齢別感染率が高い年代でもあるため、性風俗の関連もさらに分析していく必要がある。

3) 性産業と外国人客の関係

梅毒感染率の増加は外国人の客が増えたからという考えもあるが、今回の対象CSWの中では、外国人が増えていると答えたのは15.31%で、最も高い中国でも8.6%であった。増えたのは3年前からと答える者が多かった。

一概に外国人からの感染とは言えない結果であり、店舗型性産業の調査など今後ますますの分析が必要である。

4) HIV 予防行動と抗体検査の現状

HIV検査の検査可能期間、学ぶ機会の少なからず性を扱う職業ではあるが、十分な知識があるとは考えにくい結果であった。コンドームを使う行為には、膣・肛門・口を使ったSEXがあげられていたが、90%のCSWが行うオーラルセックス時にコンドームを使う者は2.3%であった。

恐怖を感じつつも、膣・肛門・口を使ったSEX等の行為を断ることができない者は40.31%みられ、予防知識を持ち、自分を守る行動を持つことも重要であると思われる。

自由回答で、客が検査を受けるべきとの意見もあり、CSWの予防・性感染症検査も重要であるが、性産業を利用するハイリスク層への性感染症検査普及、ポピュレーションアプローチとしての性感染症検査も大変重要なポイントと考えられる。

5) CSW の HIV を含む性感染症罹患状況

CSWの64.58%が性感染症の経験があり、多い者では10回以上繰り返している。また、性器クラミジア感染症、カンジダ症などが多く、カンジダ症は一種の職業病の可能性もあると思われる。頻回な膣内洗浄や挿入物、性交・クニリングス等により、膣内pH値のバランスが崩れ発症している可能性も疑われる。

発生率の高い性器クラミジア感染症でさえ、約30%であり、HIV抗体検査の経験者は29.1%であった。今後大変重要な啓発ポイントであるといえよう。

発生率の高い性器クラミジア感染症でさえ、約30%であり、**HIV抗体検査の経験者は29.1%**であった。今後大変重要な啓発ポイントであるといえよう。

6) 今後の予防啓発方法について

HIV・梅毒などの性感染症についての知識を70%以上が、性感染症の知識を要望しているが、82.85%は研修会に参加したことがない状況であった。要望しているが研修会の経験がないことも問題であり、今後、性感染症のわかりやすいパンフレットの作成や研修会の開催を検討していく。

また、自ら希望し職業を選択するCSWも多いが、子どもの生活費・学費のためにCSWの職業を選んでいる者が多く、日本の社会情勢と今後の対策を考えるべきポイントともなると考えられる。仕事の継続を望む者もいるが、約30%が辞めたい・支援が欲しいと希望している中で、健康を守るためのHIV抗体検査や性感染症検査と治療につなぐ支援も重要と考える。

2. 法律専門家による性産業にかかる法律について

性産業に従事するCSW・事業主へのインタビュー・アンケート結果とも合わせ、現在、性産業を取り巻く法整備は、CSWのエイズウィルス(HIV)や性感染症(STI)の感染リスクの拡大

を防止する法律は、整備されていない現状にある。

これまでも日本は歴史と共に、性感染症と法整備が動いてきた経過があるが、オーラルセックスでもうつる可能性のある HIV や性感染症の感染リスクの拡大を防止する制度を、法律についても慎重に検討しながら進めていく必要がある。

ここでは女性の CSW を扱ってきたが、売春予防法は膣とペニスの性行為を規制するものであり、性感染症を予防する法律ではない側面がある。

本調査では、現代の日本の貧困格差や一人親による子育て、障害者を取り巻く背景等も持ちながら性産業に従事する者とも多く接してきた。性産業に従事する者の HIV・性感染症予防を図り健康を守って行くためには法的な整備についても、専門家と共に検討し今後も進めていきたい。

E. 結論

以上、CSW 調査について報告をまとめた。今後も、法学部研究者とともに法的根拠をさらに収集しており、今後の性感染症の実態と法律の矛盾点なども検討し、ハイリスクグループである CSW だけでなく、国民の予防対策はいかなるべきかを検討していく。

性を扱う職業として知識があると誤解されている場合もあるが、今後、性感染症のわかりやすいパンフレットの作成や研修会の開催等の教育の機会も重要であることが明らかになった。今後は引き続き、アプローチ方法も検討していく。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) ○渡會睦子. 佐々木美奈子. 渡辺悦子. 山本由加里. 砂村京子. 妻鹿智晃. 岩上優美. 吉田理香. 伊藤美千代. 山本暖子. 木村哲. 現代の若年者に合った性問題予防教育活動の実践～東京医療保健大学「青少年の性と健康を考え活動する会」(2SK 会)活動, 保健師ジャーナル 2019;12(75):983-985, 1040-1045.
- 2) 渡會睦子. 性感染症の予防 中高年の性感染症の現状と予防, 日本臨牀

2019;77(2):358-364.

- 3) 2018-2020 年度【厚生労働省エイズ対策政策研究事業】「HIV 検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究」報告書.
- 4) 2017-2019 年度【科学研究費助成事業】基盤研究(C) 研究代表者「特別支援学校・児童養護施設における性問題予防教材の開発と普及に関する研究」報告書.
- 5) 2017-2019 年度【厚生労働省エイズ対策政策研究事業】「HIV 検査受検勧奨に関する研究」報告書.

2. 学会発表

- 1) ○渡會睦子, 柳澤雅子, 今村顕史, 土屋菜歩: 性産業女性従事者の実態と性感染症対策の検討, 日本性感染症学会, 2019. 11. 30. 京都
- 2) ○渡會睦子, 萬田和志, 野路裕理子: 郵送検査における咽頭・生殖器 *Chlamydia trachomatis*・*Neisseria gonorrhoeae* の年齢階級別陽性率の検討, 日本性感染症学会, 2019. 11. 29. 京都
- 3) ○渡會睦子, 萬田和志, 野路裕理子: 郵送検査における *Chlamydia trachomatis*・*Neisseria gonorrhoeae* の咽頭・生殖器の感染部位・男女別陽性率の検討, 日本性感染症学会, 2019. 11. 29. 京都
- 4) ○渡會睦子, 柳澤雅子: 性感染症検査における郵送検査の導入に関する研究, 日本公衆衛生学会, 2019. 10. 22. 高知
- 5) 日本性感染症学会シンポジウム「性感染症における郵送検査の役割」座長: 北村唯一、渡會睦子
シンポジスト: 郵送検査のあり方と今後の活用 渡會睦子
- 6) 第 78 回日本公衆衛生学会公募シンポジウム: シンポジウム 2
地域が連携し行う 子どもたちの「生きる力」を育む教育
座長: 家保英隆
(高知県健康政策部副部長)
渡會 睦子
(東京医療保健大学)
- 7) 第 78 回日本公衆衛生学会公募シンポジウム: シンポジウム 12
襲来が予測される震災に東日本大震災の東北 3 県沿岸部での公衆衛生活動と教訓を活かす

座長：渡會睦子（東京医療保健大学）
廣末ゆか（中芸広域連合介護サ
ービス課地域包括支援センター）

- 8) 第78回日本公衆衛生学会自由集会
保健師の熱き想いと公衆衛生活動 ～
いのち・こころ・性を守る～
主催：渡會 睦子
内容：シンポジスト（シンポジウム2・
12）との自由討論

H. 知的所有権の出願・登録状況

①特許取得

なし

②実用新案登録

なし

③その他

なし